近世農民層の葬祭・先祖祭祀と家・親族・村落

大

藤

修

はじめに

- 家単位の先祖祭祀の成立と規節
- 一 葬式・法事の家例――安芸国高田郡多治比村丸屋吉川家の例―
- 三 葬式・服忌の地域慣行

先祖観と系譜観

論文要旨

墓碑、 るが、 同族、 の死去の場合とりわけ長く設定している所が多い。他家に養子あるいは嫁と 系親かによって格差をつけていた例もみられる。 たしていた。葬式・法事の営み方に当主の直系尊属、配偶者か直系卑属、 の生活が親類や地域共同体の相互扶助によって成り立っていたのと同様、 穏が家によって基本的に保障されるようになった段階では、家を保ち先祖の どについての考究を課題とする。同族結合が強い段階では死者の葬送・供養 者の葬送、 祭祀を絶やさないことが絶対的な規範として子孫に要請される。だが、家で や先祖祭祀も同族の長を中心に同族団の儀礼として執行されていたようであ 稿は、近世農民層の葬送・法事および先祖祭祀のあり方と、その際の家、 位牌、過去帳などを作るようになる。生前の生活および死後の魂の安 親族、地域住民の関与の仕方と役割、それをめぐる諸 観 念、 個々の家が自立性を強めるに伴い、家がその執行主体となり、 霊魂の供養も、親類や地域共同体がその保障を補完する機能を果 休業・服忌の期間は、 規範な 独自に 死

はじめに

祭祀に関しては意が払われなかった。家の存在形態と家が取り結ぶ社会的諸関係の解明に主眼がおかれ、先祖れてきた。家について研究されても、もっぱら社会経済史的観点から、近世史プロパーの歴史研究者の間では、先祖祭祀の問題は等閑に付さ

にもっぱら関心を払い、死後の保障の問題を欠落させてきた。 といっぱら関心を払い、死後の保障の問題を欠落させてきた。 しかし、先祖祭祀の問題を捨象した家の研究はそもそも片手落ちであると、近世に生きた人々の意識や思想、生活様式、行動様式などを考えるし、近世に生きた人々の意識や思想、生活様式、行動様式などを考えるし、近世に生きた人々の意識や思想、生活様式、行動様式などを考えるし、近世に生きた人々の意識や思想、生活様式、行動様式などを考えるし、近世に生きた人々の意識や思想、生活様式、行動様式などを考えるし、近世に生きた人々の意識や思想、生活様式、行動様式などを考えるし、近世に生きた人々の意識や思想、生活様式、行動様式などを考えるし、近世に生きた人々の意識や思想、生活様式、行動様式などを考えるし、近世に生きた人々の意識や思想、生活様式、行動様式などを考えるし、近世に生きた。

時代において、人々は死後の問題をどのように考え、それに対処するたとなっていることは周知の事実である。したがって、過去のそれぞれのきる人々、とりわけ老齢者に精神的な不安をもたらし、大きな社会問題中分ながらも新たなシステムは未だ創り出しえていない。それが現代に生中のながある。となっていることは周知の事実である。したがって、過去のそれぞれの家と地域共同体の崩壊が進んでいる現在、生者の生活保障の面では不家と地域共同体の崩壊が進んでいる現在、生者の生活保障の面では不

とは、我々が現実の問題に対処していく上で大きな意義をもっているとめにどのようなシステムを創り出してきたかを具体的に明らかにするこ

考える。

題として自覚すらされなかったといってよい。会学、人類学の研究者であり、歴史学、とりわけ近世史学においては課右の学問的課題に取り組んできたのは、もっぱら民俗学や宗教学、社

と役割、 て 果に学びつつ、若干の史料を検討して、 Ļ 先祖祭祀のあり方と、その際の家、 体系的に論じるだけの力量は未だ持ち合わせていないし、史料的な準備 も不十分である。ここでは、隣接諸科学の分野における諸先学の研究成 えてみようと試みたことはあるものの、 筆者はかつて先祖祭祀の問題を組み込んで近世農民層の家について考 これからこの問題について考えを深めていくための緒としたい。 共同研究員としての責めをふさがせていただければと 思う。 そして先祖観と系譜観の特質などについて覚え書き 同族、 先祖祭祀そのものを正面切って 近世農民層の葬送・法事および 親類、村落住民の関与の仕方 程度に

一 家単位の先祖祭祀の成立と規範

→ 家単位の先祖祭祀の成立

底民の先祖祭祀に関しては竹田聴洲氏が多大な業績をあげられているのであるらしい」と想定されている。 (4) と想定されている。 庶民の先祖祭祀に関しては竹田聴洲氏が多大な業績をあげられているのであるらしい」と想定されている。 にび、「今では独立の存在とみえる各『家』も前代には同族結合の構成要素としての性格が強かった。同族団が神や仏としてったが、同族団の解体によって各々の『家』が独立して神や仏を祭るにったが、同族団の解体によって各々の『家』が独立して神や仏を祭るにる檀家の墓碑・位牌堂や檀家の仏壇にある位牌・過去帳・回向帳類の法名記載は殆んどすべて徳川時代、それも初期のものは少なく、元禄以後名記載は殆んどすべて徳川時代、それも初期のものは少なく、元禄以後名記載は殆んどすべて徳川時代、それも初期のものは少なく、元禄以後名記載は殆んどすべて徳川時代、それも初期のものは少なく、元禄以後名でてまた農庶の『家』の確立期であったことをその面から暗示しているのが正倒的に多い」と想定されている。

た目的自体はキリンタン取り締まりにあり、葬祭・先祖祭祀のあり方まで家がその執行主体となった結果であって、江戸幕府が寺檀制度を定めた祖を媒介に結び付いていたことは事実であるが、しかしそれはあくまですが、寛文期(一六六一~一六七二年)に寺檀制度が国家的制度とししては、寛文期(一六六一~一六七二年)に寺檀制度が国家的制度とし一七世紀後半以降個々の家単位の先祖祭祀が一般化していった契機と

で規制しようと企図したわけではない。

の構造・秩序との関係で概観しておこう。 体性を強め、独自に先祖祭祀を行うようになっていた経緯を、村落社会 祀のあり方の特徴がある。次に、こうした小経営農民の家が自立性、 自家の先祖を主体的に祭るようになったところに、 持つ個々の家が家族労働によって小規模な農業を営みつつ世代を重ね、 研究が明らかにしているところである。近世における農民の家は当主夫 婦とその直系親族から構成されるのが一般的であった。 事態が進行していたことは、この地域の村落を対象とした社会経済史的 ールドにされた畿内農村では、一七世紀中期から後期にかけてそうした 家が自立性、主体性を強めていることが前提条件になる。 家単位の先祖祭祀が階層を問わず広く成立するには、 近世農民層の先祖祭 そうした構成を あくまで個々の 竹田氏がフィ 主

まり、 た。 馬飼料用の草の採取源である山野の用益においても特権を有していた。 くとともに、農業にとって不可欠の生産条件である水や刈敷肥料用・牛 一応独自の小経営を行いつつも本家の強い統制下に置かれることになっ 分家農民は本家の用益権を通じて水と山野の利用にあずかっているので、 た農民が村内の様々な権利を独占して一般農民を強く支配していた。 面からすると、 で家業を営む農民の家は近世初頭より多く存在していたが、村の秩序の 農業の集約化が早くから進んでいた畿内農村では、 また、 彼らは庄屋(名主)、組頭あるいは年寄といった村役人の職に就 村の寄合や村氏神祭祀への参加権も特定同族団の本家筋の農 中世の地侍の系譜を引き、有力同族団の長の位置にあっ 小経営という形態 っ

民に限られていた所が多かった。

支配・統制を及ぼしたのである。

立立、大家は家内部における家長と家人との間の支配・従属関係が外延的に
立立、は家内部における家長は、こうした「家」観念を背景に、実態的が大したものであり、同族団自体が拡大した一個の「家」と観念されて
は大したものであり、同族団自体が拡大した一個の「家」と観念されて

すでに指摘されているところである。
されても、それは一部の有力農家の家長とその妻に限られていたことは、
族などの共同墓という形をとっていたのが一般的で、個別の墓碑が建立
族などの共同墓という形をとっていたのが一般的で、個別の墓碑が建立

や組頭も特定の家筋による世襲制を廃し、 祀にも惣百姓(すべての百姓の家の長)が参加するようになる。 と「番水」(各耕地への順番配水)の制度が成立し、 般農民の闘い、 に代わって、 選出する村が増えてくる。 の構成においても一般の百姓の代表として百姓代が新たに登場し、 た共同組織や親類 .野・水の用益面では個々の農家が比較的平等に用益する「村中入会」 しかし、こうした村落構造は、有力農民の特権を打破しようとする一 小経営農民たちが同族団の枠を越えて結成した講や組とい いわゆる村方騒動を通じて徐々に崩れていく。その結果 (血縁・ さらに、 姻戚関係者) 生産・生活上の共同機能も、 惣百姓の相談や入札によって が担ら比重が大きくなる。 村寄合や村氏神祭 村役人 同族団 庄屋

以上のような村落構造・秩序の変化を伴いつつ個々の小経営農民の家

主体的に祭るようになっていったものと考えられる。の自立性、自主性が強まってゆき、その結果、彼らも自らの家の先祖を

前提とした関係となり、 しうるか否かの鍵となると思われる。 それが継続されるか否かが、 としては、最終的には同族神祭祀のみが残ることになる。 へと移行していくのが一般的趨勢であった。(9) か 同族以外の親類や近隣の者も参加するので、 かる段階では、 同族の家相互の関係もそれぞれの自立性、 同族神祭祀も総本家の常頭屋制から輪番頭屋制 同族の家々が集団としてのまとまりを維持 結婚式、 同族団独自の共同機能 葬式、 したがって、 法事などで 主性

市内の農村部の墓地でも、 いものでもせいぜい近世末期の建立である。 今日広くみられる「先祖代々」墓碑は明治以降に一般化したもので、 れまでの墓碑の調査事例に照らして、 を建立する慣行が広く形成されたのは近世においてであったことは、 を設けるのが一般的形態である。こうした個々の家が主体となって墓碑 一三年(一八四二) かし、これらは現在では特殊な事例に属し、 のもので、 見出しえた最も古い「先祖代々」 他は幕末以降に属し、 ほぼ間違いないと思われる。 筆者が調査した山形県天童 今日では家単位に墓碑 特に明治に入る 墓 一碑は 天

の構造を象徴していよう。

ある。 まま死去した者の墓碑が配されている近世墓地の景観は、 代々の家長夫婦の墓碑が立ち並び、その周辺に子墓や成人しても独身の にして弔い、孝養を尽くしたいという意向を強く持ったにちがいない。 で代々の家長夫婦の和と勤労が決定的に重要な意義をもったことの反映 もって家業が営まれるのが普遍的形態であったため、 位に墓碑が建立されるのが一般的形態である。 郡山国村大字比賀江の幕地でも明治以降に「先祖代々」 と考えられまいか。子としても、 であったのは、 部分を占める。夫婦別墓碑であっても、並べて建立しているのが普通で とそうした形態が増加している。 近世においては、 祭祀の主体はあくまで家であったとみてよい。夫婦墓碑が一般的 ただ、墓地自体は家単位に区画されているのであるから、 近世の農民の家は直系家族で構成され、 家単位に区画された墓地に夫婦単位あるいは個人単 家のために尽くした両親を死後も一緒 竹田聴洲氏が調査された京都府北桑田 数量的には夫婦墓碑が大 家を永続させる上 | 墓碑が出現する。 その家族労働で この時代の家 墓碑の

どういう理由からであろうか。 では、 こうした現象は、 父母個人の記念碑・追善塔ではなく「家」の世代的一 併刻する 的に自覚することが顕著になった反映である。 稀薄化又は消滅して、 近世末期、 江戸時代から現在まで行なわれている! 特に明治以降、 全同族の一元的な系譜や本家の存在ないし権威が 各々が自己の「家」を、 竹田聴洲氏は次のようにいわれる。 「先祖代々」墓碑が増えてくるのは 小さいながらも主体 父母の法名を一碑に 環と目し、 の は 単 そ ĸ

> が の背後には そうした露呈のケースが相ついできたことに近代の一特徴があ 碑はその潜在意識を一定の表現で表面に露呈したまでである 「家」が控え「先祖代々」 の念が潜在している。

代

-----中 略.....

る

従来の村内身分秩序が崩壊してきたことなどが絡み合って、こうし 体意識をもつ条件が備わってきたこと、 立の「家」とされ、 た姓の公称が逆にむしろ義務づけられ、分家も戸籍法上の一つの た碑面の変化に反映しているのであろう。 治の新しい民法・戸籍法の下で、 同族の結合が弛緩解体して個々の家が独立の主 江戸時代には認められなか 宮座の解体にみられる如く、 独

単位に墓碑を建立していけば、 たのではなかろうか。 だ 代々」の念が、明治の新体制の下で個々の家の独立の主体意識が強まっ 性の強まりの反映というよりも、 たのを機に、「先祖代々」 墓碑という形をとって表面に露呈してきたの れが近世末期、 「先祖代々」墓碑が一般的に成立してもおかしくないはずであるが、 れ個人単位であれ各家が独自に墓碑を建立するようになったこと自体、 「々の家の独立性の強まりを前提にしている。 9 という解釈である。しかし、墓地を家単位に区画し、 まり、 近世においては代々の夫婦墓碑の背後に潜在していた とりわけ明治以降になって多く出現するのは、 家ごとに区画された墓地に夫婦単位あるいは個人 やがてスペースがなくなってしまうの むしろ物理的な制約が主たる原因だっ したがって近世段階 夫婦単位であ 家の独 一先 そ で 祖

個

えなくなった、と考えられないだろうか。費用の面でもその方が経済的 を生み出したと、 には社会変動の中で家の解体の危機にさらされていたので、 である。 必然である。 いう日本人特有の霊魂観が横たわっていよう。 上げののちは個性を喪失して先祖代々の集合霊である祖霊に合体すると した前提には、 ンバーの一体感を強めようという意識が強く働き、 もし何らかの観念が反映しているとしたら、 そのため、 柳田民俗学で明らかにされたように、 私は考えたい。 「先祖代々」墓碑という形態に切り換えざるを もちろん、そうした集合墓碑を可能に 家としての集合墓碑 個々の死霊は弔 近世末期、 逆に家のメ 明治期

両墓制について― - 三重県鳥羽市菅島の事例

ある。 その近辺などに設けているのが典型的形態である。 であるといえよう。 まさにこの相矛盾した一 した情緒の併存がみられることが人類学で指摘されているが、 抱く情緒反応には、 は集落から離れた所に設け、 参詣・祭祀の対象とする墓碑(詣り墓)とを別個の場所に設けた墓制 われていたことが民俗学や宗教学、 これは、 死体を穢れたものとみなし、それを怖れ忌避する観念から埋め墓 東北地方や九州以外の地域では、 死体の埋葬墓地 死者に対する愛惜の念と死体への恐怖という相矛盾 一側面の情緒反応が明確に分化して現象した墓制 一方 (埋め墓)と、 詣り墓は集落内の寺の境内あるいは 人類学の研究者によって検証されて 死者の霊魂を弔うための かつては両墓制が広く行 遺族が死者に対して 両墓制は

> らく てもよい例、 れるようになったとみて間違いないだろう。 に分類され、 の家別になっている例、 田 中久夫氏は埋め墓の態様を、 個々の家の自立性が強まった段階で、 最近では②が一般的になっていると指摘されている。 この変形として年齢順に埋葬箇所が決まっている例 ③カブ ①全村共同で、 (同族)ごとに埋め墓を設けている例 埋葬墓地が家単位に区画さ いずれを掘って埋葬し ②個 おそ

々

の方である。 とは結び付かない。 れなくなるのが常であるので、 埋 一め墓は一般に「ステバカ」と呼ばれ、 庶民における先祖祭祀成立の指標となるのは詣り墓 Ų わば死体遺棄の場所であり、 埋葬後短期日のうちに顧みら 先祖祭祀

尾藤正英氏は次のようにい われる。

たのであろう。 墓と別に詣り墓を設けるという、 する仏式の供養が必要であると考えられるようになった所に、 棄されるのが普通であったとみられる。 を残しながら、 般の庶民の場合には、 しかも他方で、 死體はまさに、 死者の霊魂の存在を認め、それに対 両墓制の墓式が生れる理由があ そのような死体遺棄の風習 山野や河原・海濱などに遺 埋め

死者の霊魂を供養するための詣り墓が設けられるようになったところに は同時並行的に成立したのではなく、 両墓制の成立を想定されているのであるから、 いることになる。 尾藤氏は、古来よりの死体遺棄の風習を前提に、 この尾藤氏の見解は原田敏明氏の見解と共通してい 時間的なズレがあったと考えられ 当然、 仏教の影響によって 埋め墓と詣り墓と

墓が創設されたと考えられている。(9) び家の観念の発展によって先祖祭祀が普及したことが背景となって詣り る。 たあったとみなし、 原 田氏も、 埋め墓と祭祀対象としての詣り墓の創設とは時間的ズレ 仏教思想の浸透による死者尊重の観念の形成、 およ

で、

設を指標とされていることに起因しているように思われる なわち詣り墓の創設と考えられているのに対し、原田氏は石塔墓碑の創 されているのである。 両氏の見解は大きく異なる。 に想定されているのに対し、 詣り墓の成立時期、 両者の相違は、 すなわち、尾藤氏がそれを一五、六世紀頃 したがって両墓制の成立時期については、 原田氏は近世もよほど後期のことであると 尾藤氏が民間における寺の創設す

で、

に帰せられることになるだろう。 が主体となって自己の家の成員だった死者を供養祭祀するようになった 営まれていたと考えられるのに対し、石塔墓碑の一般的成立は個々の家 ことを意味するので、つまるところ供養祭祀の主体と対象、 有力者を対象とするか、 まずおくことにして、 だとすると墓の概念自体が問題になってこよう。これについてはひと 寺における死者の霊魂の供養祭祀は当初は一部の あるいは同族団や村落共同体の共同行事として 形態の相違

碑が存在するが、 郡山国村大字比賀江の両墓制における詣り墓には一六世紀初頭よりの石 では必ずしもなく、 は地域によってかなり異なっていると思われる。 石塔の詣り墓の一般的成立は原田氏のいわれるような近世後期の現象 急増するのは元和一正保期(一六一五一一六四七年) 個々の家の自立化の地域差にもとづいて、 例えば、 京都府北桑田 その時期

> 碑型は、 二法名を併刻したり、 とを示していよう。 対象が漸次拡大してゆき、ついには夭折幼童をも対象とするに至ったこ 上の石碑数および刻された法名数の増加は、 いる。夭折幼童の法名が併刻された例は享保一三年(一七二八)が初現 だったのが、碑面の拡大した位牌型が主流になるに伴い、一碑に父母ら に刻された法名数も、 のが、一七世紀末期より位牌型が主流を占めるようになっている。 はすべて一石五輪塔で、 一八世紀後半に入ると独立の童碑が丸彫地蔵台座として現れる。 慶安―延宝期(一六四八―一六八〇年)にはさらに増加している。 最古の永正五年(一五〇八)の宝篋印塔を除けば中世末の石 あるいは三法名以上を集刻することが多くなって 一石五輪塔が主流の段階では一碑一法名が支配的 近世に入っても延宝期まではそれが主流だっ 死後個別に供養祭祀される 石碑 以

市菅島の両墓制の調査に参加させてもらったことがある。(タイン) と先祖祭祀」をテーマとする共同研究の一環としてなされた三重県鳥羽 筆者は、一九八八年八月に、 国立歴史民俗博物館主宰の 「家族 親族

要因になっているように思われる。 で、 島民は常に死の危険にさらされている漁業によって生計を立てているた 所が多いが、 現在でも大部分が島民同士で結婚し、 か 昔ながらの習俗が連綿と伝承されているのだろう。それに加えて、 死霊を忌み怖れる観念が農耕民に比べより強いのも、 つては両墓制が行われていた地域も現在では単墓制に転換している 菅島では今日も両墓制が生き続けている。 実際、 それもイトコ婚が圧倒的に多い 島民の死霊に対する恐怖心は、 孤島で、 両墓制存続の しかも

外部の者の眼には異常に映るほどである。

それゆえ、一七世紀末頃には、 的であるが、 あの世で救う力があると信じられていたため、幼児墓は地蔵形態が一般 対岸の入口には地蔵を彫った石塔が数基安置されている。 て入らねばならず、この小川は《三途の川》と呼ばれている。 わば境的な存在であるので、 寺院の裏山に設けられている。 菅島では、 地蔵菩薩は人間社会の境の象徴と考えられていた。 幼児はまだ完全には人間社会の成員にはなりきっていない 埋め墓は居住区域から離れた場所にあり、 それは人間社会の境の象徴ともなった。 幼児の神であると同時に障(塞)の神の 埋め墓には小川に掛けられた橋を渡っ 地蔵には幼児を 詣り墓は集落内 日本の伝統で 埋め墓の

にとりつかれる恐れがあるからだという。

埋め墓は現在では家単位に区画されている。新たに死体を埋葬すると生者の領域と死者の領域の境は地蔵によって象徴されているのである。代わりとして村の境を象徴する存在ともなったという。菅島においても、(22)

に土中の死体が腐食して土化していく過程を象徴しているかのようであ的な祭祀対象ではない。木製灯籠が朽ち果て土に帰していく様は、まさ木製の灯籠を建てるが、これは朽ちるに任せている。したがって、恒久

る。

者との特定の続柄の親族に定まっている。親族は父(夫)方・母(妻)割分担などを決めたり、香典を出納したりしている。役割によっては死式・法事も親族中より数名によって事務局が構成されて取り仕切り、役埋め墓の灯籠は親類の者が寄進し、寄進者の名前を記して いる。葬

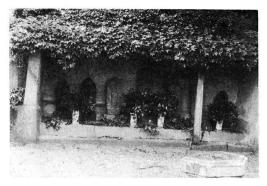
方双方を含む、

線香を供えると、先を争うように去っていく。長く留まっていると死霊だしく、短い時間で自分の家と親類の墓地区画に〃しきび〃で水をかけ、崩九時に島中寄り合って集団で詣りに行く。参詣の仕方はまことに慌た崩九時に島中寄り合って集団で詣りに行く。参詣の仕方はまことに慌た場合は、この他の親族も加わる。ただし、家ごとに詣るのではなく、午場の八月一四日に主人・主婦・後嗣が参詣に行くのみである。新亡家の埋め墓に対する島民の恐怖心は強く、盆の時節以外は立ち入らない。

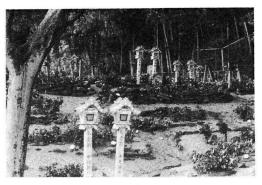
みである。 埋め墓と同様、 員の供養対象となっているわけである。 埋め墓への集団参詣には恐怖心を少しでもやわらげようという心意が働 ごとに随時参詣しており、 せて拝むことはない。手を合わせて拝むのは家の仏壇に安置した位牌 および寺の住職の墓と戦死者の墓である。 いていると解されよう。 埋 |め墓への参詣が終わると詣り墓の方に行くが、こちらの方は各家族 〃しきび〃 で水をかけ、 詣り墓での参詣対象は自分の家の墓、 集団で同時に行くことはない。してみると、 線香を供えるのみで、 詣り墓への参詣の仕方は、 後二者の墓の霊は村落住民全 手を合わ 親類の墓、

に入ってからである。 る。一七世紀の石碑も二十数基見出せるものの、急増するのは一八世紀人単位の石碑が多いが、明治に入ると「先祖代々」墓碑が出現しはじめ「非り墓は家ごとに区画された墓地に建てられている。夫婦あるいは個

階梯制を原理として社会組織が構成されている点にある。 菅島の社会構造上の特徴は、家格や経済力による階層差がなく、年齢



1-a 埋め墓への入口に安置されている地蔵を彫った石塔



1-b 埋 め 墓



1-c 集団で埋め墓へ参詣に行くところ



1-d 埋め墓での参詣風景



1-e 詣 り 墓



1一f 詣り墓への参詣風景

写真1 三重県鳥羽市菅島の両墓制

れる。 年会(かつては若者組)、 性別・年齢別の役割分担が明確に定まっており、 とのことだが、 って構成される。 の男子より選挙で選ばれた者と校長、 は四〇、 家が漁船を所有して家族労働で漁を営んでいる。男性は年齢に応じて青 仏婆さん』と呼ばれている。 上になると梅花講に入り、 にあたっている。 漁業権は各家に配分され、 五○歳代の戸主のうちから選挙で選ばれる。 現在は町内会が自治機能を担っている。 元老は村落の祭祀を司り、 かつては中老会で村の運営に関することも決めていた 中老会、 村落の仏事で念仏を唱和するところから〃念 菅島では家においても社会生活においても 家ごとに漁場が定まっている。 元老会という社会組織に属す。 漁協の役員などの役職経験者によ 中老はその下で祭祀の運営 それは盆行事にも貫か 元老は六〇歳以上 女性は六〇歳以 そして、 中 各 老

構造の歴史的変遷については、 類型を超歴史的範疇として措定することはできないだろう。 と類型化できる。 必要があるが、 現在の社会構造のみをみれば、 墓の調査からもある程度の手がかりは得られる。 だが、社会人類学者がえてして行うように、 今後古文書などを精査して明らかにする 菅島は確かに無家格の年齢階梯制村落 菅島の社会 そうした

先述した近世前期の詣り墓の石碑も、 郎家という村落きっての名家だったと伝えられる家のものである。 とみてよかろう。 一め墓には慶長三年 カ オ船を所有していた家も、 古くからの家号を持つ家、 (一五九八) の板碑一基が存在する。 古老よりの聞き取りによって特定で 特定の有力家によって建てられた 庄屋などの村役人を勤めた これは銀四 また、

こうした死者・先祖の供養祭祀の三層構造は、

家が特定村落において

きる。 墓の方も家単位に区画されていったのではなかろうか 体的に死者・先祖の供養祭祀を行うようになったことに対応して、 たこの頃からであるのが、そのことを示唆している。そして、各家が 三五年)だったとされているし、 立性が強まり、 支配層を形成していたことを推定しえよう。 たようである。 !独占していたにちがいない。そうした村落構造が崩れ、 してみると、 年齢階梯制村落へと移行したのは一八世紀初期の頃であ 元老・中老制が成立したのは享保期(一七一六―一七 かつては特定の家筋が政治的にも経済的にも村落 詣り墓の石碑が増加しはじめるのもま おそらく漁業権も特定の家 個々の家の 自

が

とは、 中老、 大施餓鬼、 習わしとなっている。 ること、以上の点は先に指摘したところである。 ること、 いること、 参詣の際には自分の家の墓だけでなく親類の墓の霊も供養の対象として っても担われているということである。 方(夫方)・母方(妻方)双方の親族 五日には、家の主人は親類の家々を回って、 菅島における死者・先祖の供養祭祀のあり方を調査してみて気づくこ それは家を基本単位としながらも、 青年会、 葬式・法事は親類によって構成された事務局が取り仕切ってい 新亡を埋葬した際に埋め墓に建てる灯籠は親類が寄進して 新亡を供養する泣き施餓鬼が執り行われ 念仏婆さん)主催のもとに、 また、 八月一五日には寺で地下(寺総代、 (親類)、さらには村落共同体によ 盆における埋め墓、詣り墓への その家の子孫だけでなく、 村落の先祖 その家の先祖も拝むの この他にも、 八月一四 父 かゞ

ことに近世においては、普遍的にみられたのではなかろうか。共同機能を果たし、さらに村落が共同体としての機能を保っていた段階、代々継承され、そして血縁・姻戚関係者が近辺に住んで日常生活の上で

□ 家の保持と先祖祭祀の規節

〈史料1

(中略)

△史料2>

時は心に怠り起て終には身の奢に耽り、他に売果し先祖の譲物を種母より預り物にして己が物には非ずと思ふべし、之を己が物と思ふさて親より富貴の家財を譲受たる子孫の心得は、田圃家財は先祖父

に譲り継げば孝行といふべし に譲り継げば孝行といふべし に譲り継げば孝行といふべし に譲り継げば孝行といふべし に譲り継げば孝行といふべし に譲り継げば孝行といふべし に譲り継げば孝行といふべし に譲り継げば孝行といふべし にここ、其の志を継ぎ財を全くして子孫 に譲り継げば孝行といふべし にここ、其 にいはど其家を起したる

のモチーフであったのである。 祀〃、それは農民のみならず、 きた人々一般に共通する切なる願いでもあった。 家を子々孫々へと永続させ、先祖の祭祀を絶やさないことは、近世に生 生活も来世における魂の安穏も家によって保障されていた。それゆえ、 家を単位としてなされるようになっていたため、身分を問わず、現世の 相伝され、 れる。否、近世社会は家を基本単位としており、財産は「家産」として るような生活規範は広く農民の間に共有されるようになっていたと思わ 的に自家の先祖の祭祀を行うようになった段階では、右に述べられてい 節である。いずれも家を保ち、先祖を崇拝・祭祀すべきことを説いてい 沢村の名主宮負定雄が天保二年(一八三一)に著した『民家要術』の一 る。上層農民のみならず、一般の農民も自己の家の自立性を強め、 八〇八)に著した『農家捷径抄』の一節、<史料2>は下総国香取郡松 <史料1>は下野国芳賀郡小貫村の名主小貫万右衛門が文化五年(一 職業も「家業(家職)」という形で営まれ、かつ先祖祭祀も 町人や武士の家訓にも貫かれている共通 〃家の保持と先祖の祭

ては、それは田畑家財である。右に掲げた史料はいずれも、田畑家財は家を存続させる物的基盤は家の財産(家産)であり、農民の家にあっ

は、親より家督を譲り受けた者の心得を次のように説いている。される『農業横座案内』という農書(安永六年<一七七七年>成立)で訓に遍くみられるところのものである。例えば、筑前地方で生まれたとを社・親よりの預かり物であることを強調し、それを己が物と思い違い先祖・親よりの預かり物であることを強調し、それを己が物と思い違い

△史料3∨

した遺訓でも、次のように説く。 また、下野国河内郡下蒲生村の田村吉茂が明治六年(一八七三)に著

/ 史料 4

身迄も居所立所に迷ふ者あり。其訳ハ、我か物と思ふ故也。身上を先祖より伝りたる家材・田畑等売払ひ、先祖へ不孝而已ならず、其源るべくハ相続人の第一の勤め也。然るを、気随ひ自恣に成る物と損じたる品ハもとめ、一品たりとも不足にならぬ様に致し、子孫へい得る人間々多し。故に暮方行届き難く、終にわ大借などを致し、りの家材也。大切に相勤め、預りの物わ何に品によらす手入致し、りの家材相続ハ、先祖より代々伝りたる家材・田畑・山林等に至迄皆預察督相続ハ、先祖より代々伝りたる家材・田畑・山林等に至迄皆預

道の一生の第一の勤と心得べし。

を保つことが「先祖へ全き忠孝に候」と説いている。 (28) で保つことが「先祖へ全き忠孝に候」と説いている。 とは単に父母へ孝養を尽くすことのみならず、家を保ち子孫へ伝えることが「先祖への孝」と観念されていた。能登国羽咋郡町居村の村えることが「先祖への孝」と観念されていた。能登国羽咋郡町居村の村えることが「先祖への孝」と観念されていた。能登国羽咋郡町居村の村た著した家訓でも、百姓としての分限をわきまえ、農作業に励んで家村で著した家訓でも、百姓としての分限をわきまえ、農作業に励んで家村で著した家訓でも、百姓としての分限をわきまえ、農作業に励んで家村で著した家訓でも、百姓としての分限をわきまえ、農作業に励んで家村の不会に表している。

し、先祖を祭祀する責任を負う。 当主は一家の長として、家内において権威と特有の権限(対外的なる。当主は一家の長として、家内において権威と特有の権限(対外的な家代表権、家産管理権、家業経営権、家内のメンバーの統轄権、先祖の家代表権、家産管理権、家業経営権、家内のメンバーの統轄権、先祖の家でを存続させる最高責任者は、いうまでもなく時の家長たる当主であ

可を要する)。また、百姓の家の存続および家内の治め方いかんは、年武家の当主は主君と主従関係を結んでいるので、その廃立には主君の許主の地位に就いたとしても、隠居した父母から一家の長として不適格と主の地位に就いたとしても、隠居した父母から一家の長として不適格とって正当性を持つのであり、当主自身、家の規範に拘束された。たとえ当家長権も家の存続・繁栄という至高の目的のために行使されてはじめ

た。(2)、不適格とみなされれば、強制的に隠居させられることもあっ視を受け、不適格とみなされれば、強制的に隠居させられることもあっや親類の利害にもかかわった。そのため、当主はまた村や親類からも監責諸役・法度および人身管理の村請制、連座制の下では、その属する村

二 葬式・法事の家例――安芸国高田郡多治比村丸

屋吉川家の例

含んでいるので、 もに、葬式・法事の際の心得を細かに記している。 記録して代々伝承したのであろう。家訓にも冠婚葬祭の家例を記したも 点を指摘することにしよう。 たとされる『家業考』では、 のが少なくない。例えば、安芸国高田郡多治比村の豪農であった丸屋 と、冠婚葬祭の執行記録がたいてい系統的に保存されている。 も微妙に異なっていただろう。旧家に伝存している史料を調査してみる んじた家では冠婚葬祭の営み方が家例として定まっていたので、 (姓は「吉川」)二代目甚七が明和年間(一七六四―一七七一年)に著し 葬式・法事の営み方は、 少々長くなるが次に掲げ、しかるのちにいくつか問題 地域によってはもちろんのこと、家によって 農事曆、 台所の心得、 年中行事の心得とと 興味深い記述を多々 格式を重 それを

/ 史料 5 /

葬式心得のこと(30)

也。 様 母父母本妻などの葬式なり。小葬式とハ兄弟子供の葬 式 な り冬崎母母父母本妻などの葬式なり。小葬式とハ兄弟子供の葬 式 な り名号母 葬式ハ大葬式小葬式と二つニわけて執行すべし。大葬式とハ祖父祖

大ぞふしきの分左の通

- 七八人ニてもなるなり。 長楽寺御住持、家来十一人、番僧弐人。其内家来かんりやくすれ

御布施ハ御住持へ八匁、番僧へ弐匁ツ

``

家来へ壱匁ツ

娘ニても男子ニても外方へよめ入むこ入などいたしおれバ、寺御布施ハ御住持へ六匁、番僧へ弐匁、家来壱匁ツ、。教善寺御住持、番僧壱人。家来弐人。

此元ゟハ何もいたすニおよばす。まかないをするだけの事也。をせうだいいたし来るなれども、それハ其方ゟ御布施ハするゆへ

ゟ弐人ツ、行してよし。昼なれハ壱人ニてよし。

右二ヶ寺へ案内いたし置べし。他村一家中へハ、夜るなれバ講中

分、きじゆず一れん代弐、てんまく八尺も※八尺=付七八分切位、下着のさ文也、一つちじ四十足五六文也、せん香壱把香へ弐分五厘也、まつ 香 五 勺壱足五六わらじ四十足売足=付、せん香壱把代五六文、大せんまつ 香 五 勺二十十弐文、酒弐斗、あぶら壱升、蠟そく壱斤八三分、そうり 六 拾 足二十零文。あぶらあけ弐百五十壱つ=付、切あらめ壱貫目代弐效、とうふ買物。あぶらあけ弐百五十壱つ=付、切あらめ壱貫目代弐效、とうふ

まるなり、もろくち壱束六枚買もよし。壱枚ニ付三文なり、花ぐわし分、こがも少しいあもろくち壱束尤もくわしもりへつかり、あをい紙花ぐわし代五こが らし弐合分也、こんにやく三十丁壱丁二付八文ツ、、とうしミ分、八分もらし弐合代五六 らし、壱反、反ニ付六匁位。 是へきもの、おび、かをかくし、すこしてぬぐい人 ヲあ 而ら

のくぎ弐百、三分物三百五六分、飯米ハ白米壱石壱弐斗位。

花ハしくわ一具、おり菊一組、くわしもり一組、いづれももろく

ち調、外ニくじやく一羽。

やく大ていひるの内ニ調るよふニ大工をかけてよ くわんハ、からはふニしてやまをけなしニ調べし。 大工 六四 五人

もくよくハ親類あつまりてよりいたしてよし。死人のかミをそり

たるものへさらし手拭壱つ遣スなり。

じて百五六十ぜんより山々弐百なり。大かた百五六十なり。 わんニて一こん切。 膳。 平からせをかける、汁のめとうふ、坪きに、ひきてめ、平あぶらあげ壱つ、汁みそ、さい、坪あづ、ひきてあら 膳のかずハーばん膳、二ばん膳、 三ばん膳と惣 、酒ハ茶くミ茶

○はいそふの事

長楽寺御住持壱人ばかり。 御布施ハ弐匁なり。

はいそふの膳ハ一ばん膳、二ばん膳合して六七十ぜん位なり。 ニて一こん切。外ニもちを二つツ、くばる事もあり、 平からしをかける、坪めら、汁とうふ、ひきてもへ、酒ハ茶くミ茶わんのあぶらあげ一つ、坪あら、汁みそニ、ひきてしろ、酒ハ茶くミ茶わん なき事もあり。

忌中見舞村うちゟ持来るハなにもやらず。 他村一家うちゟ持来ル

家来へ薄儀として壱匁ツ、 遣ス事

○葬式後のこと

一、大工へハ一日分弐匁ツ、礼ヲ遣してよし。 小人数にて夜るへ

> かけて調たる時ハ三匁も遣スなり。 いたすが大ニよし。夜るハついへ多し。五人なれば十分ニひるの内 しかしひるの内ニ調へるようニ

死人のかをそりたるものへさらし手ぬぐい一つ遣してよし。

ニ調なり。

尤外ニやぶれきものヲ遣し時ハ手ぬぐいハいらず。

はいそふのあくる日、講中ほどへ礼ニあるきてよし。

の考ニていかよふにもすべし。其外ハけいやくむすご、けいやく娘 へも一向遣スニおよばず。寺へも上るニおよばず。 かたミわけの事ハ死人の子どもへ見合ニ遣スべし。兄弟ハ時

○七日参りの事

もよし。 る。 ばるゆへどふでもよし。外方へ四十九日ニくばらぬゆへ七日ニくば たり近所へ餅三つ四つくばる事もある。全体当家ニハ四十九日ニく やわして経をよまが壱匁上てよし赤へ上ルがよし。七日帰りてよりあ して白米弐升、とき米として米壱俵、隠居あらハ弐匁、 しんぼち、番僧へ壱匁ツ、、家来下女へ五分ツ、、 当家ニハどふでも四十九日の法事へくばるゆへ七日ニハどふで 七日参りハ長楽寺ばかりへ参るなり。 御布施六匁、 外の寺ゟき 御新造へ弐 おはちと

○四十九日法事の事

軒よぶなり。 参るもよしずともよし、またよびてもよし。 時の考いかよふニもしてもよ 四十九日ハ長楽寺ばかりよびてよし。 其外ハよばぬなり。 他村遠方へ行たる娘ハ其所の寺 外ニハ村内一家内二三

l

理左の通り。 講中ハ近来ハよばぬニ定メたり。四十九日御布施ハ六匁なり。料

鱠しらが、汁せり、とう壺いも、ごぼふ、こんに、平はりごぼふ、山のいも、鱠しらが、汁せり、とう壺いも、こだばない、ころもあげ、こうたけ、武将ひりょひきてもへ、大引きどふふ、硯ぶたれんこん、くねんぼ、にしきど 武将ひりょひきてもへ、大引きどふふ、に見ぶ たれんこん、くねんぼ、にしきど 武将のり、ひきてあへ、大引きどふふ、にほぶ、こんに、平はりごぼふ、山のいも、鱠しらが、汁せり、とう壺いも、ごぼふ、こんに、平はりごぼふ、山のいも、

さきもあり。七つ八つもやるさきもあり。時の考次第なり。ニて竹光、竹の屋、竹丸、三郎丸へ一重ツ、、其外ハ五つ六つやる村内下丸屋、向丸屋、国貞、其外けいやくごの方へ一重ツ、、講中四十九日の餅ハ四斗五升ぐらいつけバ十分なり。他村一家へ壱組、

△小葬式のこと

てよし同様なり。 小葬式へ兄弟、子供などなり。尤としの多少ニよつて見合ニ略し

長楽寺御住持壱人ばかりもあるべし。番僧壱人よみなもあるべし。家――――

来壱人も弐人もあるべし。

御布施六匁も四多、番僧弐匁、家来壱匁ツ、。

右の通なれども格別ちさきこどもにハ、これニてハあまるゆへ時

の考にてへしてよし。

もろくち調てよし。一、花へしくわ一組、おり菊一組、とり一羽ニてよし。いづ

ź ł

人やくこよるべし。一、くわんハからはふニてやまおけなしニ調。大工ハ三、四、五一、くわんハからはふニてやまおけなしニ調。大工ハ三、四、五

し手拭壱つ遣してよし。一、もくよくハ親類そろひてよりいたす。かミをそるものへさら

あるべし。合ぐらいかいる。盃ニて一こん切。格別ちさき子ニハ酒ハなき事も合ぐらいかいる。盃ニて一こん切。格別ちさき子ニハ酒ハなき事も一、葬式のぜん。平ばあつい壺きに、汁より引手あら酒ハ六勺位か壱

○はいそう

長楽寺壱人切。御布施ハ弐匁もあるべし。壱匁もあるべし。

もありわりなりが酒ハ壱合ぐらいの盃ニて一こん切。葬式のぜんとあらまし同様。しかしこんにやくのしろあへを引

忌中見舞村内より持来るものニハ何もやらず。他村より持来る

ものへハ壱匁遣してよし。

○葬儀後のこゝろへの事

一、死人のかミをそりたるものへさらし手拭壱つ遣してよし。

一、大工へハ弐匁ツ、礼遣してよし。

○かたミわけハ兄弟へ少しツ、切、其外ハ一切いらず。、はい葬のあくる日講中へ礼ニ行事なりはらぬなり。

○七日参りのこと

遣スなり。其外ハ一向いらぬなり。尤も帰りてよりあたりよりやいおはち弐升、御布施ハ四匁か弐匁か時の考次第。米ハ七日の朝持と一、七日参りハていしゆ壱人長楽寺へ参りてよし。とき米弐升、

○四十九日法事の事

ざきへ餅を三つ四つ遣ス事もあり。

へ餅壱組遣ス斗なり。 弐匁か時の考次第。講中へ餅をくばる事ハなし。死人の母親の方一、四十九日法事ハ長楽寺壱人よぶばかりなり。御布施ハ四匁か

(周)

△一週忌よりの法事の事

大葬式の一週忌法事ハ長楽寺御住持、外ハ死人の子供をよぶこと

三年の法事、七年の法事、十三年の法事、十七年、廿五年、五十年もあり、時の考次第なり。御布施ハ八匁もあり六匁なり四匁もある。

までの法事同様なり。

弐匁もあり、時の考次第なり。三年、七年、十三年、十七年、廿五小葬式の一週忌法事、長楽寺御住持壱人斗、御布施ハ四匁もあり、

△月忌の事

五十年の法事も同様なり。

づれとも常月忌ハ壱人分斗、其外ハあたり月程と定てよし。 いたりとも下地の分ハあたり月程ニしてにいな分程つとめてよし。 父母、祖父、祖母の分程つとめてよし。それよりふるきハ止てよし。父母、の分斗常月忌ニすべし。下地の分ハあたり月程つとめてよし。父母、月忌の定メハ毎月常月忌ハ壱人分斗つとむべし。新に死したる人

△はいとうの事

いづれもはいとうハ同様なり。其外ハ一切相断り一向やらぬなり。ニ娘ありてそれへとるむこ也。其外居敷と土蔵とたてるニくるなり。といふとも娘他村へ行、其むこのくる時ハ是ハはいとうなし。其家当家の定メなり。外によめどり、むこどりにくるなり。尤むこどり。大葬式之法事ニハいつもきたるなり。小葬式の分ハいださぬ事座頭のはいとうは壱匁ニ定メたり。とりたての座頭へ五分遣スな座頭のはいとうは壱匁ニ定メたり。とりたての座頭へ五分遣スな

△香料のこと并に忌中見舞の事

しうと、しうとめの死したる時ハ米弐俵の香料なり。外ニたび香

でんをなげこみとて香料ニする事もあり。

いわくなり。 道とうくして、とまりがゝりの所へせうだいせぬなり。先方ニもめ匁、家来ニ壱匁か、道がとうくバ弐匁か、たいてい壱匁也。かく別さて寺をせうだいいたし行ときハ御住持へ八匁拾匁か、番僧へ弐

あり。 こうとの方ゟむこの方への香料へ弐匁か四匁か六匁か時の考次第 ありでも割合丈きせるなり。此風義へ是ゟおく方ニあり。 大ありても割合丈きせるなり。此風義へ是ゟおく方ニあり。 大ありても割合丈きせるなり。此風義へ是ゟおく方ニあり。 といったよってしらと、しゆうとめへ葬式入用を其家とむことへ はいったよっていいの方への香料へ弐匁か四匁か六匁か時の考次第 あり。

△外ニよめいりしたる娘など死したる跡心得の事

家ニなりたるむこ、後家入をよばざる時ハ其家ニおきてもよし。後くバ、一応当家へ取寄置、其娘成長して後にわけ遣スべし。 尤後てよし。娘あらバ其娘へわけ遣してよし。尤も其娘いまだ年すくな何角道具金銀たりともよめ入したるものゝ娘なくバ此元へとり戻し娘、兄弟、伯母ニても死したる時ハ、此元ゟ持行きたる衣類一切、娘、兄弟、伯母ニても死したる時ハ、此元ゟ持行きたる衣類一切、

の衣類後家入のものきよごして娘のものとなりがたし。よつて当家へ取戻し其娘としそうおふニなりてよりわけ遺スなり。尤其娘もはへ取戻し其娘としそうおふニなりてよりわけ遺スなり。尤其娘もはの娘へやらず皆取戻スものもあり。何角なしニ後家入さへよべハ皆とり戻スものもあり。何分真実のはからいにしてよし。さてまた子とり戻スものもあり。何分真実のはからいにしてよし。よつて当家の教、実意第一たるべし。当時、何角なしに取戻スもの多し。時の考、実意第一たるべし。当時、何角なしに取戻スもの多し。時の考、実意第一たるべし。

次に、関心を惹く点をいくつかあげておこう。

₩ 葬式は大葬式と小葬式とに分けられている。

加減してもよいとしている。 化されているのである。さらに小葬式についても、年の多少によってり、直系尊属と配偶者の葬式に比べ、直系卑属と傍系親の葬式は簡略的、直系尊属と配偶者の葬式に比べ、直系卑属と傍系親の葬式は簡略

を連れて来ることにもなっている。後者の場合、嫁入り聟入り先の家招くことにしており、さらに他家に嫁入り聟入りした娘や男子が僧侶すなわち、檀那寺の長楽寺の他に教善寺からも住職、伴僧、家来を

が御布施を出すのがこの地方の慣例であったことが知られる。

たといえよう。
をするに、供養のための経をあげるのは檀那寺の僧侶に限定されていたのではなく、少しでも多くの僧侶に読経してもらうのが手あつい供養になると考えられていたがゆえに、他寺の僧侶も参加させたのである。ただ、人数、御布施の額からみて、檀那寺の僧侶が中心をなである。ただ、人数、御布施の額からみて、檀那寺の僧侶に限定されてしていたのは間違いなく、他寺の僧侶はその周縁に位置づけられていたのではなく、少しでも多くの僧侶に読経してもらうのが手あついまするに、供養のための経をあげるのは檀那寺の僧侶に限定されて

れる。 忌法事の時は長楽寺の僧侶のみを招くことにしている。 うのはやはり

檀那寺なのである。 した当初は檀那寺以外の僧侶も供養に参加しても、 で、この時にも檀那寺以外の僧侶が参加することもあったことが知ら わして経を読んでくれれば御布施として一匁あげよと規定しているの 七日には檀那寺の長楽寺へだけ参詣に行くが、 しかし、 灰葬 (骨拾いの式)、 四九日の法事、 継続的に供養を担 他の寺よりも来合 一周忌以後の年 つまり、 死去

しない決まりになっている。()、丸屋の家では、大葬式、小葬式とも棺は唐破風造りにし、山桶には

ことがうかがえる。
し、丸屋では特に唐破風造りとし、格式と経済力を誇示しようとしたし、丸屋では特に唐破風造りとし、格式と経済力を誇示しようとした東農であった。それゆえ、一般の家では棺に山桶を用いていたのに対れる家からの分家であり、由緒を誇るとともに経済的にも村きっての丸屋は、安芸の豪族吉川興経の一族である吉川経綱の子孫と伝えら

調され、「仏ニ付常に異なる事仕間敷也、 豪農であったにもかかわらず冠婚葬祭での質素、 作 が読み取れる。 ちつつも無駄な出費は控えるという、 浪費すると家を傾ける因になる。丸屋の『家業考』からは、 敷事」、「仏事法事ハ随分軽く致し相務べく候、(32) 敷義不仕様可懸心事」、「法事等仏事ニ付、 会としての意味ももっていたのであるが、 近付たり共召頂致間敷事」と説かれている。 ・飢饉が続く中、 般に上層の家では冠婚葬祭は自家の権勢を地域社会に誇示する機 前出の能登国羽咋郡町居村の村松家の家 訓 で 没落の危機意識をつのらせて書かれたものだけに、 両方への配慮を働かせているの しかしむやみに華美にして 禄不相応懇志振舞等堅仕間 厨子等ニ至るまて栄曜ヶ間(鰡) 昭人等も一家親類之外(超) 倹約がことさらに強 格式を保 は 凶

四 葬式・法事の際の講中、村人、族縁・血縁・姻戚関係者との関わり

い方が細かに規定されている。

九日は、 れは講中が葬式の運営に多大の労力を提供していたからにほかなるま そして、灰葬の翌日には講中へだけは御礼に回るよう定めている。 村の一家中(族縁あるいは血縁・姻戚関係者の総称として用いている い ようである)へは、講中より使者を遣して通知することになっている。 「講中ハ近来ハよばぬニ定メたり」としている。 『家業考』の 葬式の運営には講中が中心的な役割を果たしていたようである。 しかし、 講中にも重ね餅を配っている。 法事には講中は参加していない。 「年中かって心得の事」の項には、 小葬式後の四九日は配らない。 四九日の法事の際には ただ、 一およりも十一月ニ 大葬式後の四 他

味がこめられていたと思われる。
「もくよく」(沐浴)つまり湯灌は、大葬式、小葬式ともに「親類」「もくよく」(沐浴)つまり湯灌は、大葬式、小葬式ともに「親類」

民中見舞への返礼は、大葬式、小葬式とも、村内から持って来た者へは何もやらず、他村からの場合に限って銀一匁を遣わすことにして な出費と気遣いをかけないようにするという村の慣行が形づくられていたがって、村人同士の間での見舞には返礼は不要とし、余計 あう。したがって、村人同士の間での見舞には返礼は不要とし、余計 な出費と気遣いをかけないようにするという村の慣行が形づくられていただ な出費と気遣いをかけないようにするという村の慣行が形づくられていただ な出費と気遣いをかけないようにするという村の慣行が形づくられていただ

いる。ただ、小葬式後の初七日では、近所や親しく付き合っている家この地方の慣習であったが、丸屋吉川家では四九日に配ることにして初七日の檀那寺への参詣から帰ると、近所へ餅を三つ四つ配るのが

餅を三つ四つ配ることもあった。

ると、 『家業考』の筆者吉川(丸屋)甚七の兄が、 向丸屋は甚七の弟が、 葬儀においても実子同様に世話をするのが務めであった。 に実の親同然に敬い仕えねばならず、 な面で教育、指導し、生活を援助した。それに対し、契約子は契約親 した人を契約親として頼む風習があった。 れぞれ分家して創立した家である。「契約子」 は親子の契約を結んで 八つもやるさきもあり。時の考次第なり」と定めている。 いる者である。この地方では、男子なら一五歳、女子なら一三歳にな 向丸屋、国貞、其外けいやくごの方へ一重ツ、、(契 約 子) 四十九日の餅の配付については、「他村一家へ壱組、 竹丸、三郎丸へ一重ッ、、其外ハ五つ六つやるさきもあり。 村内で経済的に余裕があり、 自分の家より格が上で、 農作業などの手伝いはもとより 契約親は契約子をいろいろ 講中ニて竹光、 村内下丸 下丸 しっ 竹の 七つ 屋 そ は

る者などへ配って共食してもらったのは、死者を偲び冥福を祈ってもるとともに、同族、親族や契約子、講中、近隣、親しい付き合いのあ大葬式後の四九日の法事では、餅をつき、それを死者の霊前に供え

のみで、餅を配るのも死者の母方の家だけに限っている。あろうか。小葬式後の四九日の法事では、招くのは長楽寺の住職一人のだろうか。あるいは、四九日に餅をついて食するのは忌明けの作法のだらうと同時に、供養の功徳を関係者に配分する意味がこめられていたらうと同時に、供養の功徳を関係者に配分する意味がこめられていた

子供は親の供養祭祀に継続的に参加したことが知られる。 や聟として入った死者の子供のみに絞られたわけである。 年忌法事に至ると、丸屋吉川家の家族以外は檀那寺の住職と他家に嫁 者の子供のみを招けばよいとしている。葬式には檀那寺以外の僧侶や 年忌法事であっても、 主体は家であっても、親子の関係は重視され、たとえ他家に入っても るのであるが、 一三周忌、二五周忌、五〇周忌と行う定めになっている。大葬式後の 年忌法事は、大葬式、小葬式を問わず、一周忌、三周忌、 血縁、 姻戚、 初七日、 地縁などさまざまな縁で結ばれていた者も参加す 長楽寺の住職の他は、その時の考えしだいで死 四九日の法事では参加者は限定されはじめ、 供養祭祀の 七周忌(

西 形見分けについても明確に規定している。

合うのがこの地方の慣習だったというが、形見は契約子にはいっさいへ見合ニ遣スベし。兄弟ハ時の考ニていかよふにもすべし。其外ハけいやくむすご、けいやく娘へも一向遣スニおよばず。寺へも上るニおよばず」としている。ここでも親子関係が重視され、兄弟関係は二次いやくむすご、けいやく娘へも一向遣スニおよばず。寺へも上るニお直系尊属と配偶者の大葬式では、「かたミわけの事ハ死人の子ども直のがこの地方の慣習だったというが、形見は契約子にはいっさい

与えない定めとなっており、実の親子関係とは厳然と区別しているの

も注目されよう。

特に規定する必要はなかったのかもしれない。中に規定する必要はなかったのかもしれない。 直系卑属と傍系親の小葬式では、「かたミわけへ兄弟へ少しつ、切、其外ハ一切いらず」としている。 跡取り以外は聟や嫁としてい。 あるいは、遺品の大部分はその家で管理するのが普通であるので、象とされたのであろうが、親が対象となっていないのは何故であろう象とされたのであろうが、親が対象となっていないのは何故であろうの子供が多かったろう。 それゆえ、その際の形見分けはその兄弟が対象とされたのであろうが、親が対象となっていないのようは、「かたミわけへ兄弟へ少しつ方、直系卑属と傍系親の小葬式では、「かたミわけへ兄弟へ少しつ方、直系卑属と傍系親の小葬式では、「かたミわけへ兄弟へ少し

としている。
した月)の命日のみ行えばよい、それも父母、祖父母の分だけでよい、に行い、「下地の分」、つまり一周忌を終えた者については祥月(死去代)月々の命日の供養は、新たに死亡した者については毎月の命日ごと

みであるから、直系尊属に比べ軽く扱われていたことになる。これ ていよう。 先祖祭祀が「孝」の規範で子孫に義務づけられていたこととも関連し に供養を受けるが、それが過ぎて後は個別の供養は特定周忌の法要の けである。直系卑属や傍系親の死者の場合、一周忌までは月々の命日 他に毎年の命日にも継続的に供養を営むことが義務づけられていたわ 毎年の命日には供養をし、 をすることを子孫に義務づけている。 逆にみれば、子孫は、 先の『村松家訓』では、 祖父母、 祖父母と父母に対しては毎月の命日に供養 父母については、特定周忌の法要の 元祖夫妻については百年忌以後も この家でも、 元祖および祖父母、

父母の供養はとりわけ重視されているわけである。

(L) の供養の仕方には軽重がつけられていたことが歴然としている。 とにしており、先に指摘した点と合わせ、当主との続柄によって死者 やその生母、夫人らの法事に際しては、非人、座頭らに施行をして みられた慣行であったと思われる。 向する意味がこめられていただろう。これは、当地方だけでなく広く ある座頭に施しをするのは、 てる時には施与することにしている。法事の際にいわば社会的弱者で のが当家の定めである。 冠婚葬祭の際の座頭への施しについても細かに規定してい 大葬式の法事にはいつも来るので出すが、小葬式の場合は出さな ただ、丸屋吉川家の場合、 このほか、嫁や聟を取る時、 その善行の功徳を死者の冥福のために回 小葬式の分については施行をしないこ 徳川将軍家自体、亡くなった将軍 家屋・土蔵を建

(九)

て交際することが求められたわけである。

族の幸福が守られると考えられていたのではあるが)。(もっとも、死者・先祖の供養も、それによって現世に生きている家らの方は家の安泰、家族の幸福という現世利益のための善行であろう婚礼や家屋・土蔵建築の際の施行は死者供養とは関係ないが、こち

ら出す香典の額や忌中見舞の心得についても定めている。(八) 舅・姑(妻や聟の実家の両親)が亡くなった時に丸屋吉川家の方か

て行く香典のことで、講中はそのメンバーの家だけでなく、配偶者の典とは妻や聟の里の両親が死んだ時にこちらの講中から預かって持っの他に「たび香典」を持参することもあったのが注目されよう。旅香その場合、丸屋からは米二俵を持って行く定めになっているが、こ

のも興味深い。地域、家によって慣習が異なるので、その点を配慮しあるので、そうした家へは先に香典を出してはならないと説いているのであれば、丸屋の檀那寺の住職と伴僧、家来を連れて赴いている。里方にも儀礼を尽くしていたことが知られる。また、日帰りできる距里方にも儀礼を尽くしていたことが知られる。また、日帰りできる距

ただし、 とが多くなったが、 ので、必ず当家に取り戻し、女子が成長した暁に遣わすことにせよ。 後妻を迎えたときは、衣類を後妻が着て汚し女子のものになりがたい てもよい。 り扱い方についても、いろいろなケースを想定して細かに定めている。 もやらずすべて取り戻せ。〇子があっても男子のときは、 してから渡す。ただ、聟が後妻を迎えない場合は先方に置いてもよい。 金銀などを当家に取り戻してもよい。 ①嫁いだ娘に女子がいなければ、持参した衣類一切、 供養とは関係ないが、他家に嫁した娘が死した場合の持参財産の取 成長してから相応の金銀を遣わす。⑤この頃はとかく取り戻すこ たとえ女子がいても、 年少ならば、財産を当家に引き取って預かっておき、 その時の事情に応じ、 先方の態度が悪しければ、 回女子がいれば、それに遣わし 実意第一に対処せよ。 および道具、 その女子に 衣類はやら

参財産を実家に取り戻すことが多くなったと述べているところから明丸屋のみの特例ではなく、この地方の慣例であったことは、近頃は持するかは実家の意向によって決められたことが知られる。それは単にこの規定によれば、嫁いだ娘が死亡した場合、持参財産をどう処置

示すためでもあったろう。

を示すと同時に、持参財産が婚家の財産とは別個のものであることをいは母の紋をつける慣行が庶民の間でも広くみられたのは、嫁の出自れていたことを前提にしていよう。嫁入り道具や衣類に実家の紋あるらかである。このことは、嫁の持参財産は婚家において別個に管理さ

丸屋の規定では、嫁いだ娘に女子がいれば、持参財産はその女子に、大りである。後妻には絶対に着させたくないという感情が強く出ていまとみなされ、非血縁者がそれを着ることを忌避する観念が強かったよりである。

び、それぞれの家および地域の慣例の差異性と共通性を踏まえて、近世 たりと同時に、地域社会の慣行によっても規律されただろう。先に述べ たりと同時に、地域社会の慣行によっても規律されただろう。先に述べ たように、近世における庶民の葬式や法事のあり方を具体的に知りうる をまり関心が寄せられてこなかったが、今後広く分析が加えられていけ ば、それぞれの家および地域の慣例の差異性と共通性を踏まえて、近世 がいない。 びいない。

葬式・服忌の地域慣行

 \equiv

刊)に採録されている葬送および服忌の慣行について検討してみよう。事慣例類集』(司法省蔵版、一八八〇年刊。一九七六年に青史社より復ここでは、明治初年に全国各地の民間習俗を調査し、集成した『全国民料を博捜し、綿密な分析を加える必要がある。それは今後の課題とし、料を博捜し、綿密な分析を加える必要がある。それは今後の課題とし、

親族・地域住民の葬式への関与の仕方と役割

(-)

ら次の点が判明する。 〈表1〉は、同書第一篇第四章「死去ノ事」の第二款「葬埋」の項に

中や地域の者たちに示しているのが注目される。なかでも相続人は特定の役割を果たすことにより相続人たることを親族なかでも相続人は特定の役割分担が決まっている所が多いことである。

の例は、 者の例 美郡、 賀郡、 相続人の役割は位牌持ちと棺の跡 ∞越後国古志郡、 ④美濃国厚見郡・各務郡・方県郡、 『全国民事慣例類集』に採録されているのは 調査事例のすべてで it ⑧志摩国答志郡、 ②河内国河内郡、 ∞越後国刈羽郡より報告されている。 ⑨尾張国愛知郡・三河国額田郡 ③近江国坂田郡より報告されているにすぎ (後)棒かつぎとに分かれる。 ∞上野国群馬郡、 ②下野国都 10三河 他方、

だろう。

ないが、 「葬埋」の項の総論では 「送葬ノ途中相続人タル者礼服ニテ

例であったことは疑いない ヲ争フ能ハサル者トス」と述べているので、相続人は位牌を持つのが通 死者ノ位牌ヲ捧持スル例ニテ、此事ヲ行ヒシ後ハ決シテ他ヨリ相続ノ権 は

うになったものと思われる。 が位牌の普及に伴い、位牌持ちが祭祀の主宰者たる相続人を象徴するよ 跡取りたることを示す慣習が広く行われていたのではなかろうか。それ(40) 近世中期以降のことであるから、 しかし、庶民の間で死者に戒名を付け位牌を作る風が一般化したの 古くは棺の跡棒をかつぐことによって

べている。ことに、母美濃国厚見郡・各務郡・方県郡の報告にみられる ように、実子のない者が死去した場合にそうした争論は起きやすかった に就くかをめぐって争いも起きたようである。「葬埋」の項の総論では れゆえ、相続人が決まっていない時は、 相続人となったかを広く知ってもらうには恰好の機会であったろう。 は村の路や町内の街路を進んで行くのであるから、 相続人定ラサル家ニテハ発引前相続争ノ紛議ヲ生スルコトアリ」と述 葬列の際に相続人が棺の跡棒をかつぐにしろ位牌を持つにしろ、 出棺に臨んで誰が相続人の役目 村 ・町の住人に誰が 葬列

が に定まっていた例もいくつか報告されている。 .前をかつぐ。例えば父の棺ならば、 葬送の際には相続人だけでなく死者との続柄によって役割分担が明確 ②河内国河内郡 -血縁の近い者が棺の後をかつぎ、これに次ぐ者 次男が前を長男が後をかつぐ。 例えば以下のごとくであ

表 1 全国各地の葬式慣行

⑥ 八東 神 農郡 国道 安	5和泉国泉	(4 利 鳥 利 郡 与 大	南郡	③ 河 内 国 丹	内部	② 可 内 国 可	デ 岩郡・葛	①山城国愛	地域
が来たりて助ける義務あり。葬送の時は子は香爐死者ある家には出棺の終わるまでその組合の者		成力する例である。成力する例である。大きされる社を結んでおり、死者ある時は必ずその家の中のである。	を主	一村中死者ある時は、同行または講中と称する担ぐのを恒例とす。	に対文の	葬儀の節は、死者の血族のうちこて涫を担ぐ。			親族・地域住民の葬式への関与の仕方と役割
は三日を期と を隔てて葬 を隔てて葬 を隔ててず に で を に て で 表 に た 者 は で る。 急症にて で る。 も た る は さ れ い っ る い 。 と っ る い 。 と っ る る い 。 と っ る る り る り る り る り る り 。 と り る る り 。 と り る ら 。 と り と う と う と う と う と う と う と う と う と う	中民以上は					葬埋する。	り二日あるい	死去の日よ	葬送の時期

																						-		
迎武蔵国豊 郡				渡郡	部郡・有	①駿河国安	美郡	⑩三河国渥	郡	河国額田	知郡・三	⑨尾張国愛				志郡	⑧志摩国答				会郡	⑦伊勢国度		地域
により旧町会所へ申し立て取置料を渡せ しこ とり合力し、同店の者も救助す。維新前はその次第貧困の者葬埋に差し支える節は地主・店受人よ			いっこうし mas スをもこまれる la フオラオ	まできない。葬送にま丘視の者が弦を担ぐ。があって万端の指令をし、何人もそれに背くこと	を立て奉行と称する役	村方は講仲間と称するものがあって葬埋一切の	げ、女婿は天蓋を持ち行くのが例。	発引の節、卑属が棺を担ぎ、相続人は位牌を捧			相続人なき時は位牌を棺上にのせる。	卑属の近親が棺を担ぎ、相続人は位牌を捧ぐ。	葬に臨み第一番に土を覆う。	娘・孫娘は飯盆を持ち、あるいは土掛けと唱え埋	三男あるいは孫は柩を担ぎ、娶は水 桶 を 持 ち、	下の色を異にするもの)を着して位牌を持ち、二	葬送の時、六役と唱え、相続人は色着(尋常上	昇送す。道路を穢すを忌む故なり。	死を表さず、柩を駕籠に入れ篤疾の形状をもって	にて勤める時は必ず別火する。墓地に至るまでは	家は忌掛りの親族中にて祭主を勤める。もし他人	埋葬の取り扱いはすべて番非人の職掌。神葬の	を持ち孫は花を持つのが通例。	親族・地域住民の葬式への関与の仕方と役割
	き、祓除する。主・山伏を招と称して神	後三日の祓いする。出棺の		はないが、多に時日の定め	の日を忌む故	葬埋は丑寅	を定例とす。	葬埋は翌日		す。	の翌日を例と	葬埋は死去				即日葬埋。	死者あれば		とする。	二十四時を限	の時より旧暦	葬埋は絶息	して葬埋。	葬送の時期
题上野国群	# 郡 国高		科郡	8言農国更				科郡	⑰信濃国埴		県郡	⑥信濃国小		久郡	心信濃国佐	県郡	務郡・方	見郡・各	4)美濃国厚	田郡	③近江国坂	<東山道>		地域
る。葬送の途中、位牌を持つのは相続人の職掌。死者ある家にその組合が集会し、万事世話をす	う。 て埋葬組合を組織しており、葬埋の事務を取り扱い村は一村中、大村は三十戸から五十戸をもっ	執行しない。	た時には血族および組合が保証しなければ葬儀は、「ままっ。」作化がラーダイでれて、愛ろで言い	善是寺より曽呂が来て巫本を食し、変死と忍め一一烟をも吹かさない。	ざる者は代人料を出す)。喪家では一茶も 喫せず、	りて、期に臨んで集まり、事了て去る(自ら役せ)	柩を担ぐ者、そのほか	の号あり)、社中に死者あれば、規則に従って穴	数十人を結んで一社を成し(庚申講、観音講等	なり、そのほか該家の喪事を助けるを義務とす。	で組合を組織しており、訃使となり、葬穴掘夫と	村内でおよそ十五戸より三、四十戸までのうち	集まり内外の事務を経営する。	一中と称するものを組織しており、男女がその家に	葬事に関しては数戸を区分して組合あるいは塔	2	争論をすること多し。	権。実子なき者が死去した時には出棺に臨み相続	葬送の途中、死者の位牌を持つのは 相 続 人 の		相続人たる者は柩の跡棒を担ぐ慣習なり。		あり。	親族・地域住民の葬式への関与の仕方と役割
	を期とす。 葬埋は翌月	埋せず。	旧曆二十四時													り。	埋する例な	一時を過ぎて葬	旧暦二十二	例。	めて葬埋する			葬送の時期

20下野国都 組合一同にて世話をし、親類・朋友が墓地まで 大変を とあり。 20下野国都 組合一同にて世話をし、親類・朋友が墓地まで 大変を 大変を	地域	親族・地域住民の葬式への関与の仕方と役割	再あるいは友
組合一同にて世話をし、親類・朋友が墓地まで 死去の翌日 見送る。葬送の時、相続人は位牌を捧げ、男子は 埋葬するを例 上下、女子は被布を着す。			て延縮するこ 引の日を忌み
経合一同にで世話をし、新類・朋友の墓地まで 見送る。葬送の時、相続人は位牌を捧げ、男子は 埋葬するを例 上下、女子は被布を着す。) F 1		
上下、女子は被布を着す。 上下、女子は被布を着す。 上下、女子は被布を着す。 上下、女子は被布を着す。 上下、女子は被布を着す。 上下、女子は被布を着す。 とす。 赤仏講あるいは六親講等の名をもって、一村内 六、七十戸位が組み合い、平生葬式等の事を申し 合わせており、葬式の支度、穴掘、棺担ぎ等に至 っとも 田暦の悪日に 当たれば葬式 空田を経てず 中きは旧暦二十四時、遅き 一十四時、遅き 四日を経てず	賀郡国郡国	葬送の時、相続人同にて世記をし	
森埋はたい 赤仏講あるいは六親講等の名をもって、一村内 六、七十戸位が組み合い、平生葬式等の事を申し 合わせており、葬式の支度、穴掘、棺担ぎ等に至 るまで一切を周旋す。貧困者ならば、講員が各々 百文あるいは米一升等を持ち寄り葬儀助ける慣習 なり。 死去の後、 早きは旧暦二 十四時、遅き で出っとも でい三日目または 四日を経て葬 埋す。ただ、 早きは旧暦二 十四時、遅き は三日または 四日を経て葬 埋す。ただ、 単す。ただ、 単す。ただ、 単す。ただ、 単す。ただ、 単す。ただ、 単す。ただ、 単す。ただ、 単す。ただ、 単す。ただ、 単す。ただ、 単す。ただ、		女子は被布を着す。	
たは四日目と たは四日目と たは四日目と たは四日目と たは四日目と たは四日目と たは四日目と たは四日を経て葬 なり。 を延ばす。 金人講あるいは六親講等の名をもって、一村内 六、七十戸位が組み合い、平生葬式等の事を申し たの支度、穴掘、棺担ぎ等に至 を延ばす。 を延ばす。 で一切を周旋す。貧困者ならば、講員が各々 でまの形に、 中きは旧暦二 十四時、遅き でおの後、 平きは日暦二 十四時、遅き がまの後、 平さはこ日または 四日を経て葬 埋す。ただ、 単す。ただ、 単す。ただ、 単す。ただ、 単す。ただ、 単す。ただ、 単す。ただ、 単す。ただ、 単す。ただ、 単す。ただ、	②陸前国宮		は
たは四日目と たは四日目と で、七十戸位が組み合い、平生葬式等の事を申し 合わせており、葬式の支度、穴掘、棺担ぎ等に至るまで一切を周旋す。貧困者ならば、講員が各々 百文あるいは米一升等を持ち寄り葬儀助ける慣習 なり。	城郡		てい三日目ま
本の主体を持ち寄り葬儀助ける慣習なり。 本の主体を持ち寄り葬儀助ける慣習なり。 本の主が、 と、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			たは四日目と
田暦の悪日に は三日または 変し といれば葬式 さん は			す。もっとも
会仏講あるいは六親講等の名をもって、一村内 一大、七十戸位が組み合い、平生葬式等の事を申し 合わせており、葬式の支度、穴掘、棺担ぎ等に至 るまで一切を周旋す。貧困者ならば、講員が各々 百文あるいは米一升等を持ち寄り葬儀助ける慣習 なり。 「本の後、 早きは旧暦二 十四時、遅き 地三日または 四日を経て葬 埋す。ただ、 単す。ただ、 単す。ただ、 単す。ただ、 単す。ただ、 単す。ただ、 単す。ただ、 単す。ただ、 単す。ただ、 単す。ただ、			旧暦の悪日に
を延ばす。 を延ばす。 会仏講あるいは六親講等の名をもって、一村内 合わせており、葬式の支度、穴掘、棺担ぎ等に至 百文あるいは米一升等を持ち寄り葬儀助ける慣習 なり。 アまの後、 神田を経て葬 中三時、遅き は三日または 四日を経て葬 理す。ただ、 理をは旧暦二 中四時、遅き は三日または 四日を経て葬 地方の後、 単されば葬埋 がたれば であり。			当たれば葬式
念化講をるいは六親講等の名をもって、一村内 合わせており、葬式の支度、穴掘、棺担ぎ等に至 るまで一切を周旋す。貧困者ならば、講員が各々 百文あるいは米一升等を持ち寄り葬儀助ける慣習 なり。) [[
合わせており、葬式の支度、穴掘、棺担ぎ等に至 百文あるいは米一升等を持ち寄り葬儀助ける慣習 なり。		七十戸位が組み合い、平生葬式等の事を「行語などしい方義語等などをです」	
るまで一切を周旋す。貧困者ならば、講員が各々 百文あるいは米一升等を持ち寄り葬儀助ける慣習 なり。 死去の後、 早きは旧暦二 十四時、遅き は三日または 四日を経て葬 埋す。ただ、 単す。ただ、 単きは旧暦二 十四時、遅き		合わせており、葬式の支度、穴掘、棺担ぎ等に至	
百文あるいは米一升等を持ち寄り葬儀助ける慣習 なり。		るまで一切を周旋す。貧困者ならば、講員が各々	
なり。 平きは旧暦二十四時、遅きは三日または 四日を経て葬 埋す。ただ、 変日、 五墓 が表の後、		百文あるいは米一升等を持ち寄り葬儀助ける慣習	
で で で で で で で で で で で で で で で で で で で		なり。	
中では 中で 中で 中で 中で 中で 中で で で で で で で で で で で で で で	②羽前国置		死去の後、
葬日 立 だ て た 遅 埋 に 墓 、 葬 は き	賜郡		早きは旧暦二
ば 死 五 だ 経 て 花 五 正 、 葬 は			十四時、遅き
ば死 た経 発 五 だ、葬 里 に 墓 、葬			は三日または
ば 死 五 荒 五 花 、			四日を経て葬
ば 葬 圧 墓			埋す。ただ、
			日子子列目に
			当たれば葬埋

北郡郡 郡 国河	川 郡	② 加賀国石	33 質越 羽 郡 郡 国 敦	② 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 30 3	地域
			り、その翌日の灰葬には婦人のみ送るを例とす。火葬を行う場合は、葬礼の当日は男子 のみ 送場まで送る。		親族・地域住民の葬式への関与の仕方と役割
窮民の類は医 医師の診察を 死脈は必ず	もあり。でなることでなることでなった。中分以下では一夜を過なることであることであることである。	二夜を過ぎ す。 で 要日に 灰葬	の翌日を通例 素理は死去 の翌日を例と	す。 空 型 理 は 死 去 で 表	葬送の時期
	志郡 超	波 郡 田 砺		36 負 越 郡 国 婦	地域
	葬送の途中は相続人が位牌を捧げるを例とす。	し、寂番と称し、死者の番をなす。		婦	親族・地域住民の葬式への関与の仕方と役割
	るをもって 会葬の期遅れ 宮田塞し近親 と 通例と 目を 通例と	を例とす。 日にして葬る 日にして葬る	墓に納める。 五日にて、墳田、女は三十日、女は三十日、女は三十日、女は三十日の十九	原 で は で で で で で で で で で で で で で で で で で	葬送の時期

近世農氏層	の発	宗 '	・允	祖祭	祀る	- 豕	• 粉	族	- 村	各												н						
● 佐郡○ 佐郡<td></td><td></td><td>太郡</td><td>砂佐渡国雑</td><td></td><td>原郡</td><td>①越後国蒲</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>原郡</td><td>⑩越後国蒲</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>羽郡</td><td>39越後国刈</td><td></td><td>地域</td>			太郡	砂佐渡国雑		原郡	①越後国蒲										原郡	⑩越後国蒲							羽郡	39越後国刈		地域
忌掛り親族は必ず白衣を着し葬送す。		列。	なき者もこの時に限り一刀を帯するのが一般の通	葬送の途中は近親の者皆上下を着し、帯刀免許		で無常講を結成しており、月に些少の金銭を積み	寺の檀下の者申し合い、十人あるいは十五人位																		牌を持つのが一般の例。	葬送の途中は近親の者が棺を担ぎ、相続人は位		親族・地域住民の葬式への関与の仕方と役割
葬埋を行う例 死去の翌日	例とす。	を過ぎざるを	当日より三日	葬埋は死去			2021	ことあり。	一日延縮する	日等は忌み、	五墓日、十死	悪日、例えば	だし、旧暦の	目に行う。た	三日目、四日	が、たいてい	一定しない	葬埋の日は	葬をする。	言宗に限り土	なれども、真	に火葬の習慣	越後国は一般	るを例とす。	二十四時を経	葬埋は旧暦	常とする。	葬送の時期
◎ 周防国吉] 君	有部	⑩美作国勝	△山陽道>			門郡	8出雲国神		義郡	砂出雲国能			根郡	1000 出雲国島			根郡	砂出雲国島						謝郡	⑭丹後国与		地域
て助	よす	丸	+83			名弟	する	t/r:	墓部	٧;		使	は	戸、		げ、	の答	Ļ								***		

60 周 南防 郡 国 吉	国道勝 🗸		門郡	②出雲国神	義郡	砂出雲国能			根郡	46出雲国島	** **		根郡	砂出雲国島						謝郡	40丹後国与		地域
同町の者寄り合い葬埋の世話をなすと いえどては尽力するはずに約しおく仲間である。助け合い、いかなる難事にても葬式のことについより二十戸位を一組とし、葬式の節に限り相互に執行す。この講仲間は平常より契約しおき、十戸	節は親族ならびに講仲間、寺僧立合		することを禁ず。よって死者を駕籠に入れ病人の	杵築町は神地なので市街中を公けに死人を舁行墓所を認けて埋葬す。	い、多くは自己の所持の畑地あるいは山林の内に	村方は僧侶を迎えて自家の庭前にて 葬 式 を 行	使をなし、葬式を助け墓所へ送る。	米合して親類への報知飛脚、その他	戸、二十戸、三十戸位ずつ組み合い、死葬ある時	同村のうちにて斎仲間あるいは講仲間と唱え十	げ、葬式の供をなす例なり。	の節は大概町内戸別に門提燈を揚げ、手提燈を提	しらえ、他所への使は近所組合の義務なり。葬送	葬式を助け墓所へ送り、かつ野辺送りの道具こ							親族は男女とも会葬する習慣なり。		親族・地域住民の葬式への関与の仕方と役割
		例なり。	н	大概、とり											する者なし。	り、即日葬送	さざる寺法あ	れば葬送を許	四時を過ぎざ	より旧暦二十	死去の時刻	なり	葬送の時期

	国业能文氏价序初起听先报台 第41条 (15
○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○	② 50 武長 珂 周 敷 郡 門 郡 防 郡 国 国 取
町方にては葬埋の節、血族は浅衣と称する無紋の上下を着す。	も、組合知音の者だけにとどまるもあり。裏町細 を営み、それより墓地へ埋葬す。 を営み、それより墓地へ埋葬す。 を営み、それより墓地へ埋葬す。 を営み、それより墓地へ埋葬す。 を営み、それより墓地へ埋葬す。 を営み、それより墓地へ埋葬す。 を営み、それより墓地へ埋葬す。 を営み、それより墓地へ埋葬す。
まの正月三日 を期とす。 を期とす。 を期とす。 を期とす。 を期とす。 を期とす。 を期とす。 を期とす。 を期とすが では、陰 では死去し	日 東森するこ 大 概 翌 日 な 世 葬 の 式 は 本 、 長 病 、 極
© 60	○
死者の家極貧にて葬事を営む力のない場合は、 組合を先とし、組頭・目付より合力して一町中有 志の助力をもって葬式を営むことあり。 一町一村必ず集会して救助する義務あり。 村方にては講組と称するものがあり、組中集会 して万端の使役を助ける。	隣家を借り受けて酒飯を供す。 「本中近村とも鍬組と唱え近隣伍をなし、非常の事故ある時は懇切に義務を尽くし、互に相助ける事故ある時は懇切に義務を尽くし、互に相助ける事故ある時は懇切に義務を尽くし、互に相助ける
例なし。 例なし。 例なし。 一般の例。 で葬埋するのが で変出し で変出し で変出し で変出し で変出し で変出し で変出し で変出し	ででは、 関。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、

					炒 郡	66大隅国囎						摩郡	65肥後国球					草郡	100肥後国天		見郡	63豊後国速								地域
																				b .	る者が持ち、香花は近親の児子が持ち行く習慣な	子たる者は礼服にて扈従するのみ。位牌は孫た								親族・地域住民の葬式への関与の仕方と役割
ようになっ	神葬を用いる	廃して一般に	年より寺葬を	とす。明治元	の翌日を通例	葬埋は死去	慣習なり。	て葬式をなす	子の刻を過ぎ	をえざれば夜	む。もしやむ	酉の日を忌	葬埋には寅	例なり。	棺槨を出す通	後一夜を過ぎ	もの多し。死	引の日を忌む	葬埋には友	例。	めて葬送する	一夜柩を留	なり。	家に留める法	ず、歛棺して	葬式を許さ	つの致祭中は	二十七日間ず	佐神領は春秋	葬送の時期

下等の人はおよそ三十人ずつ一組の無常講を結下等の人はおよそ三十人ずつ一組の無常講を結た。

膳を近親の女性が持つ所は多く、近親者に適任の女性がいない場合は他 持ち、 その任にあたるのが通例だったことが知られる。注目されるのは⑧の事 人を頼んでも女性が勤めている例もみられるとのことだが、これは食事 にも反映しているとみてよかろう。桜田勝徳氏によると、野辺送りの飯 つのがしきたりで、日常生活における男女の役割分担が葬送の際の役割 なわち、二・三男と男孫は棺かつぎの力役を担い、娘と孫娘は飯盆を持 例で、ここでは直系卑属のうち男女の役割分担がはっきりしている。す て扈従するのみ。位牌は孫たる者が持ち、香花は近親の児子が持ち行く。 位牌を持ち、 相続人は位牌を持つ。 を覆う。⑨尾張国愛知郡・三河国額田郡-相続人は位牌を持ち、二・三男あるいは男孫は棺をかつぎ、娶は水桶を ⑥伊勢国安濃郡 これをみると、親族が棺をかつぐ場合には、直系卑属つまり子や孫が 娘と孫娘は飯盆を持ち、埋葬に臨んでは土掛けと称し第一番に土 女婿は天蓋を持つ。❸豊後国速見郡──子たる者は礼服に -子が香爐を持ち、孫が花を持つ。⑧志摩国答志郡 ⑩三河国渥美郡--卑属が棺をかつぎ、相続人は - 卑属の近親が棺をかつぎ、

の灰葬には婦人のみが送るのが習わしとなっている。ここでは、火葬を行う場合は、葬礼の当日は男子のみが送り、その翌日男女の役割分担が明らかな事例としては、⑬越前国敦賀郡の例がある。を掌るのは女性固有の役割だったことに規律されていよう。

図では孫と幼児が重要な役割を演じているのが関心を惹く。野辺送りの飯膳や位牌や香爐などを幼児や孫に持たせる例は少なくなく、桜田勝の飯膳や位牌や香爐などを幼児や孫に持たせる例は少なくなく、桜田勝の飯膳や位牌や香爐などを幼児や孫に持たせる例は少なくなく、桜田勝の飯膳や位牌や香爐などを幼児や孫に持たせる例は少なくなく、桜田勝の飯膳や位牌や香爐などを幼児や孫に持たせる例は少なくなく、桜田勝の飯膳や位牌や香爐などを幼児や孫に持たせる例は少なくなく、桜田勝日常生活において子供と老人の間には親愛の情が生まれていたこととも日常生活において子供と老人の間には親愛の情が生まれていたこととも日常生活において子供と老人の間には親愛の情が生まれていたこととも日常生活において子供と老人の間には親愛の情が生まれていたこととも日常生活において子供と老人の間には親愛の情が生まれていたこととも日常生活において子供と老人の間には親愛の情が生まれていたこととものが関心を惹く。野辺送り

葬送す。 限り一刀を帯する。 親の者は白衣を着し、 下野国都賀郡―男子は上下、 と称する無紋の上下を着す。 国答志郡 葬送の途中は近親の者は上下を着し、 総紀伊国名草郡・海部郡 葬礼の際の近親者の着衣が定まっている例もみられる。 -相続人は色着 43丹後国加佐郡 その他は礼服にて火葬場まで送る。 (尋常上下の色を異にするもの)を着す。 女子は被布を着す。②越前国足羽郡・ 町方にては葬埋の節、 - 忌掛り親族は必ず白衣を着して 帯刀免許なき者もこの時に 42佐渡国雑太 血族は浅衣 ⑧ 志摩 21) 近

⑧では相続人は位牌を持つのが習わしであったが、同時に衣服によっ

明らかにされているところである。(4) 死者の家は穢火を忌む故、手伝いの者には隣家を借り受けて酒飯を供す が、 る習俗が報告されている。 とは別個の火で調理するのがかつては一般的であったことは、 にしても、 服装をする慣習は広く行われていたのではなかろうか。 ているので、 ろう。今日では親族もその他の会葬者も同じ喪服を着ることが多くなっ 定まっていた他の例も、 は忌掛り親族は白衣を着るのがしきたりとなっているが、親族の着衣が という武士の身なりでもって葬送しており、 ても相続人たることを象徴していたことが知られる。 忌の観念の強く支配していた時代にあっては、 忌掛り親族の食べる物と手伝いの者および一般会葬者のそれ 服装からは誰が忌掛り親族であるかを識別するのは難しい おそらく忌掛りであることを示すためであった <表1>でも、 興味深いものがある。 忌掛り親族が特定 砂土佐国土佐郡では 砂では上下、 葬式の時の食事 民俗学で 43 で 帯刀

23 45) 講や組合であったことが明らかである。 いる所が多い(③、 29 46 41) 講や組合の者が葬式を取り仕切ったり、 60 46 49 66 4 **S**Q 61) 6 67 は、 60 Q なかでも、 葬式の際の互助を目的として結成した 15 Œ Q 3 19 労力や金品を提供して 4 **Q**Q Œ 21) 23 Q 25 29

無常講は寺の檀下の者同士で結んだ組織で、やはり月々積み金をして葬が出た時はその基金でもって葬儀を執り行っている。⑪越後国蒲原郡の層民に限って組織したものであり、毎月金を積み立て、講中の家に死者者のうち、⑫周防国吉敷郡の念仏講と⑪薩摩国鹿児島郡の無常講は下

の葬送を扶助しているが、

都市では人口の移動が激しく、

恒常的な互助

費用)を支給してもらうこともあったという。◎羽後国秋田郡の秋田市同じ店の者も扶助している。維新前は町会所へ申し立てて取置料(埋葬豊島郡では、貧困者が葬埋に差し支える節は、地主や店受人が合力し、豊島郡では、貧困者が葬埋に差し支える節は、地主や店受人が合力し、武蔵国域の際に支給している。◎陸前国遠田郡、◎羽後国由利郡では講中が葬儀の際に支給している。◎陸前国遠田郡、◎羽後国由利郡では講中が葬

組織を創り出し、 ば人情の自然であったろう。 っただろう。同じ村や町に暮らす者たちが葬式の際の互助を目的とした 分が死んだ時に葬送祭祀を営んでもらえるか否かは切実な関心事でもあ に付すことのできない問題であった。また、生きている者にとって、 じ村や町に生活する者たちにとっても、村・町の清浄性を保つ上で等閑 町会所が、②秋田市中では有志者の結成した感応講が、 死骸の処理、 町全体が助け合って葬式を営んでいる。 鎮魂は、その家の者にとって重大事であるばかりか、 葬送祭祀の確実な執行を保障しようとしたのは、 ❷羽後国秋田郡、 ⑫江戸では地主・店受人 ⑩豊前国企教郡では、 それぞれ貧民 自 わ 同

組織に編成されていない貧民が増加していたため、そうした有力者や会

形態は様々でも、村や町では死者が出た時には恙なく葬送を営むこと所の扶助を必要としたものと考えられる。

の鎮魂、生者の精神的安定、

および村・町の清浄性の保持がはかられて

それによって、死者

い

たわけである。

を保障するシステムが創り出されていたのである。

ならず、葬式をも取り仕切っていた。(4) 噌・醬油・野菜等もオーヤが融通していたという。また、長野県下の!(4) 落で親方・子方制の強かった所では、 人が一切の指図をし、必要な食器・畳・葬具等はオーヤが貸し、 しており、 村落のほとんどすべての葬式においてオーヤ斎藤家が指導的役割を果た 同族結合が強く存続していた村落としてよく知られているが、ここでは 同族の長の指揮下に同族団の儀礼として葬式が営まれていたと思われる。 有賀喜左衛門氏が調査された岩手県二戸郡荒沢村石神は、 第一節第一項で述べたように、同族結合が強かった近世初期の段階では、 いる例が圧倒的に多いが、 『全国民事慣例類集』採録の事例では、講や組合が葬式を取り仕切って 血縁分家である別家や非血縁の名子の葬式の際にはオーヤ主 古くよりそれが通例だったわけではあるま 親方は子方の生計を補助するのみ のちのちまで 味

場合は、組合それに町中の有力者が扶助している。

年に創設されている。

書館所蔵)を調査したことがあるが、それによると文政一二(一八二九)

◎筑後国三瀦郡では、貧困で葬事を営む力のない

の中心にあった秋田藩御用達商人那波家の文書(現在、

埋葬させている。

ちなみに、

筆者は、

この感応講の創設に尽力し、

運営

秋田市立中央図

有志者が救恤のために結成した感応講が貧窮者に金穀を給して

性を強めた家相互が対等性を原理に組織した講や組合がそうした保障機なかったのである。しかし一般的には、近世中期以降においては、自立生活を保障するだけでなく、死後の葬送・供養をも保障しなければならー病の長や親方百姓の支配の強固な村落では、彼らは配下の者たちの一同族の長や親方百姓の支配の強固な村落では、彼らは配下の者たちの

味深い。

(1992)

能を果たすようになっている。

第四、葬送には、親類・知音や講・組合の者だけでなく、村惣中、

町

中も何らかの形で関与している。

知音の他に村内・町内の者も立ち合って葬式を営む 燈を揚げ、手提燈を提げて供をなす。◎長門国阿武郡 ては関係しないが、 出郡秋田市中 村・町の関与例としては、 - 葬式は近所組合が扶助して執行するが、葬送の節は町内戸別に門提 親類はもちろん、一町一村皆礼服にて会葬する。 町内の者全員が葬送の見送りをする。 棺かつぎ、 この他に次のような報告がある。 穴掘りなどは親類懇意の者が行い、 **6**出雲国島根郡 ③若狭国遠敷 ·親族·組合 ②羽後国 町に

が義務づけられていた所もあることが知られる。執行には直接参加しなくても同じ村・町の住人として葬送を見送ること以上の事例から、村・町として葬式の執行に参与している所もあるし、

である。村香奠の起こりについては、柳田国男氏が次のような推定をさのが一般的な慣例であったことは、民俗学などで検証されているところまた香奠も、親類・知音・講・組合だけでなく、村・町としても出す

祖霊を祭祀する義務を負う。

また地域共同体としても、

無縁の霊の供養

ある。 すなわち、 たと思われる。 が葬式を取り仕切るようになったのも、 然性を持ちえていよう。そして、 K 互の対等的な結び付きによって村共同体が構成されるようになった段階 て来た際に、この種の贈遺と饗応との交易は起ったかと思われる」と。(46) あった時代には、 められない。一人の族長を中心にした所謂門統組織の、今よりも緊密で れている。「所謂 村香奠の起源を想定されているわけである。 個々の小さな家が分立して、 同族団の長の支配体制が崩れ、 『村香奠』の始まりは、 族人相互の間には斯んな対等関係は存しなかった筈で 同族団に代わって講や組合あるいは村 始めて外部からの援助が必要になっ 村香奠の発生と軌を一にしてい 自立性を強めた小農民の家相 さう古いことであらうとは認 おそらくこの推定は蓋

て祭祀を営むことはあるし、 されてしまうわけではない。 保障を得ようとすれば、まずもって自己の家を存続させることが要件と 祖霊に昇華させるまで面倒をみるのは、 参加者は限定され、最終的に弔い上げまで、 検討した安芸国高田郡多治比村丸屋吉川家の例からも知られるように、 で参加しているが、 なる。しかし、 子関係にある者のみであるのが通例である。 以上のように葬送儀礼においては種々の縁で結ばれた人々が様々な形 祀ってくれる家が絶えたら、 その後の初七日、 その同族・親類筋の家が位牌や墓を管理し 絶家を再興した者は当然、 四九日、 その家の家族、それに死者と親 つまり死霊から神としての その家の霊はまったく放置 したがって、死後の安穏の 各年忌の法要では、 その家の死霊

広く行われていただろう。 者の霊を共同で供養する行事も、 体の構成員だった者の霊魂および何らかの理由でその地で死去した外来 も迎え入れて供物を捧げる風習は広く認められているし、 も行う。 盆には、 自己の家の死霊・祖霊だけでなく、 共同体的地域結合の強かった時代には 帰る家のない霊を また地域共同

同族・親類、講・ る機能を果たしていたわけである。 で死後の霊魂の安穏を保障する責任主体となりつつも、 つまり、近世中期以降、それぞれの家が葬送および供養の祭祀を営ん 組合 村・町の地域共同体などが、その保障を補完す それを取り巻く

っているが、なかには賤民や親類が務めている事例も存する。 死骸を埋葬する穴掘り役は、 講・組合の者が務める所が多くな

々

秋田郡のみである。 いる事例は⑦伊勢国度会郡、 講・組合が、 濃国小県郡、 中に穴掘り役も含まれていたと思われる。これに対し、 講・組合の者が穴掘り役を務めていることが明記されているのは⑩信 葬事一切を周旋していると報告している所では、 ())信濃国埴科郡、 親類懇意の者が担っている事例は②羽後国 ②陸前国遠田郡の三例のみであるが、 賤民が担って その任務

者にあたらせていたのが、 れた者たちが担うのが一般的だったようである。(4) けやすいと考えられていたので、 信州でも、 土葬にしろ火葬にしろ死骸を処理する仕事は最も 死 穢 穴掘り役は古くは賤民扱いにされていた者や家格の低い のちには葬式仲間の輪番制に移行 したと かつては忌の掛った親族や 卑 賤 有賀喜左衛門氏によれ 視 を 受 ž

> ち各地の違った習俗に養はれた者が、 知って記憶したからであろうが、それを促したものは異郷人の接触、 確になったこと、 を日本人がさまで気にかけなくなった原因は、一般的にいへば経験の められた特殊な家を村生活の中に融解してしまったことをも意味する」(8) の結果であったことを知る必要がある。 仏供養が死霊への畏怖を完全に払拭するに至った日本宗教史上の大変革 ⁵ამ む観念が薄らいだことが想定されるが、 破って見せてくれたことであろうと思ふ」と解されている。(%) 念仏供養の普及を高く評価されている。一方、 穴掘り役を講・組合の者が務めるようになった背景には、 即ち之を守らずとも格別の災ひは無かった例を追 至極無邪気に今までの法則 そして埋葬にのみ従事して賤し この点について有賀氏は、 柳田国男氏は、 死穢を忌 忌 々 即 度 に

Ł

る。 ば穴掘り役をはずす、といった禁忌も広く存在しており、(5)) 者も死骸の処理に直接かかわるようになったことは確かであろう。 るのを恐れる観念はその後も人々を少なからず支配しつづけたようであ し一方で、 様々な理由で死骸を以前ほど不浄視しなくなり、 同じ人が年に二回穴は掘らない、 あるいは妻が妊娠中であれ それゆえ組合・ 死者の忌が掛 講

郡のみが番非人に埋葬を取り扱わせている。 迄ハ死ヲ表セス枢ヲ駕籠ニ入レ篤疾ノ形状ヲ以テ昇送」しているが、 強かっ は ところで、 「道路ヲ穢スヲ忌ム故ナリ」としており、 た。 それが埋葬を番非人に押しつけることにもなったのである。 『全国民事慣例類集』 採録の事例の中では、 この地方では「墓地ニ至 死穢を忌む観念がとりわ ⑦伊勢国度会 そ

け

n

腹の関係で死穢はことさらに忌避されていたことが知られる。

浴シ葬式ヲ行フコトナリ」と報告しており、神地においては神聖性と裏ス、依テ死者ヲ駕籠ニ入レ病人ノ名義ニテ檀那寺へ連レ行キ、然シテ洙郡でも「杵築町ハ神地タルヲ以テ市街中公ケニ死人ヲ异行スルコトヲ禁これは伊勢神宮との関係で考える必要があるようである。铋出雲国神門

(1) 葬送の時期

域慣行として定まっている例が多いことが知られる。分類すると次のご〈麦1〉をみると、死去したあと葬送を執行する時期については、地

I

とくである。

- ○即日——⑧
- 〇二四時間以内——⑦
- ○二四時間経過——④、⑫、蛩、④、⑥
- ○翌日(一夜柩を留める例を含む)――⑨、⑩、⑪、⑫、②、②、⑤、❸、
- 37 49 49 69 69 69 69 69 69 69
- ○一夜以上柩を留める――⑩
- ○二日あるいは三日を期とす――⑥、⑩
- ○二日あるいは三日経過――①
- 〇三日以内——迎、舒
- ○三日目――③、④、⑤、⑧
- ○三日目あるいは四日目――②、④
- ○日限一定せず――3

シ」と、それが寺法にもとづくことが明示されている。 でいる所が圧倒的に多い。『全国民事慣例類集』に採録された事例は調でいる所が圧倒的に多い。『全国民事慣例類集』に採録された事例は調でいる所が圧倒的に多い。『全国民事慣例類集』に採録された事例は調でした。 これによると、死亡後二四時間を過ぎてから、あるいは翌日に葬送し

をとりわけ忌避していたためであろう。

でとりわけ忌避していたためであろう。

の日時をおいて如時間以内に葬るのが一般的であった点にも、留意しななどの理由が考えられよう。しかし反面、二四時間あるいは一夜経過後などの理由が考えられよう。しかし反面、二四時間あるいは一夜経過後ないとの期待感があった、①死者との永別を惜しむため、⑦葬式の準備、ないとの期待感があった、①死者との永別を惜しむため、⑦葬式の準備、たいるが、これは先述したように、この地域は伊勢神宮との関係で死穢われる。①伊勢国度会郡では絶息後二四時間以内に葬る例はそれぞれ一例のみで、他は一定の日時をおいて葬るのが通例であったのは、⑦死者が蘇生するかもしれの日時をおいて葬るのが、一般にで変した。

上層民は中・下層民に比べて通婚圏や交際範囲が広いので、親族・知人子などの来集を待ち、親視せしめたうえで納棺するのが例となっている。秋田郡では、中等以下はたいてい一日を隔て、それ以上は伯叔父母、親中・下層民では一夜を過ぎて葬ることもあるとしている。また図羽後国中・下層民では一夜を過ぎてすなわち三日目に)葬る例 で ある が、賀国石川郡では二夜を過ぎて(すなわち三日目に)葬る例 で ある が、

七日位)、

48

(死者の家。

町方)

が集まるのに時間がかかるし、 したと思われる。 また葬式の準備にも格式相応の時間を要

いる。 佐神領では春秋の致祭中、それぞれ葬式を禁じた例であるが、 丑寅の日、 カ村では陰暦十二月晦日より正月三日までの期間、 特定の日に葬式を執行するのを忌避した事例も報告されている 24 友引の日、 **Q** 58 62 五墓日、 64 十死日などの忌日を避けて葬式を営んで ⑥)。 このうち匈淡路国三原 郡千草組七 ◎豊前国宇佐郡 その他は Q の字

(\exists) 服忌慣行の 諸

が慣例であった所が多い。 る。 款 ○葬式が終わるまで− 「葬埋」の項に収録されている服忌に関する事例を表示したものであ これをみると、死者の出た家およびその親類は一定期間休業するの 表2/は、 『全国民事慣例類集』第四章第三款 (1) 休業期間を分類すると、次のようになる。 (死者の家)、② (死者の家)、 「休業」 4 および第二 (死者の

○葬式の翌日まで− ず親戚残らず)、⑲ ⑨ (死者の家。三日目の灰葬まで)、⑫ (忌服の有無にかかわら 39 (死者の家。 (死者の家。 往古は七日)、 油紋、 大工など音響ある職業は ⑩(死者の家。 村方)

0 遠慮なし) 両日 17 (死者の親類縁者で表店に住む者。 裏屋居住の貧人は

〇三日

4

(死者の家)、

24)

(死者の家)、

(35)

(死者の家。

村方)、

(死者の家と別戸近親)、 56 (血族の親と向こう三軒両隣)

〇四日または三日 ○三日または二日 2 -ਿ②(死者の家は四日、その他の血族の家は三日) (死者の血族。 父母は三日、 その他は二日)

〇五日位 (18) (死者の家)

〇七日 ○六日—— 45 する貧人は初七日の仏事を引き上げ三日位にて就業する者もあり)、 法事済みまで死者の家、親子・兄弟および分地を受けた家は休業)、 た時のみ休業。 出棺の翌日に七日の墓参をし、その翌日より家業を再開すること多 三日あるいは五日にて忌中祓いをすること多し)、 (死者の家)、 七歳未満の者が死去した時は例外。 12 23 (死者の家)、②(死者の家)、②(死者の家)、③(死者の 8 (死者の家。七日目に忌中祓いをして家業再開。 (死者の家)、 **48** 兄弟や伯叔父母死去の時は休業なし)、⑪ (死者の家。 10 (死者の家。 村方)、 ◎ (死者の家。 町方)、③(父母が死去し 近来は生業繁きをもって 46 (死者の家) 力役を業と (初度の 近年は

〇七日または一日 **5**1) (死者の家。 浦方漁業の者は三日 Ó (死者の家は七日、 近親の家は一日)

〇七日または三日 Ġ (死者の家は七日、 その親族の家は三日)、

(死者の家は七日、 別居血族は三日、 その他一町内にても休業)、

43

(両親は七日、 重きは七日、 軽きは三日)、 兄弟は三日。 65(死者の家は七日、 ただし貧富の別あり)、 血族は三日 **5**2 (死者の

家 47)

〇七日または三日、 母・兄弟姉妹・伯叔父母は三日、 二日| **26** (死者の家は実養父母は七日) 子女は二日休業。その血族 縁族 祖

は葬式終了まで休業)

〇七日または五日、三日 は五日、 32 み休業し、一戸あげて休業することなし。一戸あげて休業するのは 五歳以下は休業せず)、

③(親族中父母・兄弟が死去すれば

本人の 五日または三日休業。 八歳以上は五日、 (死者の家と忌掛り親族の家。 、主の実父母か本・末家の間に限り、七日または三日を例 と す)、 (死者の本・末家と親子・兄弟など家居を異にする者は七日また 三日休業)、③(男女を問わず、一五歳以上の者は七日 七歳以下は三日、 別戸の近親は垂簾すれども商業は営む)、 一〇(死者の家は父母は七日位、 父母死すれば七日、 死者の家のみ休業 その他は五日、 その他は **29**

○葬埋後六、七日――⑯(死者の家)

- 族は等親の別なく七日、外祖父母・兄弟姉妹・伯叔父母は五日)○一四日または七日、五日――勁(父母死すれば一四日、その他の家
- ○一四日以上忌明けまで――⑩(死者の家。町方)
- ず) ○一定せず――③(死者の血族の休業は、その分限によって一定なら

○休業せず――②、③、⑤(中人以下)

げて済ませ、その翌日から営業を再開するのが一般的であったことが知り」と述べている。これによれば、葬式の翌日に初七日の法事を繰り上業ス、故ニ其休業日限ハ富家ト云ヘトモ七日ヲ過サルコト一般ノ通例ナ張札シ、葬式ノ翌日仏事ヲ取行ヒ、労役セシ者ヲ招宴シ、其翌日ヨリ営「休業」の項の総論では、「凡ソ死者アル家ハ門戸ニ簾ヲ垂レ、忌中ト

られる。

ませ、 をするようになっている。 をしていたのが、多費なるをもって近頃は葬式が終われば即日忌中祓 っている。 ものの、 野国邑楽郡では、七日目に忌中払いをして営業を再開するのが例である る貧人はこの仏事を繰り上げて三日位で就業する者もいるとする。 初七日の仏事が終わるまでは休業するのが慣例であるが、 だったとはいえ、 いる例が多い。しかし、⑩遠江国敷知郡では、 に整理したように、七日間、すなわち初七日の法事が済むまで休業して されているものである。これら通例とは少々異なる諸事例の中では、 <表2>に示した事例は実は「其中稍異ナル條款」として、 その翌日より就業する者が多くなっている。 日限を縮め三日あるいは五日位で忌中祓いをなすことが多くな ⑩安房国安房郡・平郡では、 近来は生業繁きをもって出棺の翌日に七日の墓参を済 往古は七日位休業して忌中祓 七日間休業するのが慣例 ◎讃岐国香川郡では、 力役を業とす 採録紹介 右

済ませ、 を遠慮する者がいるものの、 ⑰武蔵国豊島郡では、 く休業する余裕はなかっただろう。そこで、 蓄えのある富裕の家はともかく、 る武家とは違って、庶民の場合、 のが本来のあり方であったろう。 常識的に考えて、 休業期間を短縮する方向に推移していったのではなかろうか。 初七日の法事を済ませるまでは休業して喪に服する 死者の親類縁者で表店に住む者は一両日位は営業 裏屋居住の貧人は遠慮することなしと報告 休業はただちに収入の途絶につながる。 大多数の一 しかし、 休職しても禄の保障されてい 初七日の法事を繰り上げて 般庶民にあってはあまり長

印酸可国安部即	⑩遠江国敷知郡 1	⑨三河国額田郡	⑧伊勢国度会郡 へ東海道>	⑦和泉国大鳥郡	⑥河内国交野郡	⑤大和国派上郡	④摂津国八部郡 [1		①山城国久世郡 郡·葛野郡 罗宕	△畿内ン
を立て喪を表す。町方にては簾とす。近親の家にては 二 日 休	の翌日に七日の墓参をなし、その翌日より豕業に 就 く 者 多一体業は七日を例とすれども、近来は生業繁きをもって出棺に勍く例なり。この間は門戸に裏返しの簾を垂れ喪を表す。	385	忌と受ける皆言小こ出る寺は禁あるいは真こ白市と等き、青喪家休業は忌服の軽重に関せず七日を例とす。父母、夫の一	張る。	成名、享年、死亡年忠札(白紙に忌の字+ねく。	には一週間とる例なり。と	には五十日月代を剃らず、神参せず、遊宴の席に行かざる習一葬式が終われば直ちに開業する通例なり。ただし、親の喪屋、青物問屋のごときは一日も休業せざる例なり。	一定ならず。生習慣なり。	葬式が終わるまで休業するを例とす。しかれども父母の喪る例なり。 葬式が終わるまでは表に暖簾を垂れ、竹箒を立て、休業す	

(3)中斐国山梨郡 20駿河国志太 郡·益頭郡 ځ 忌服の有無にかかわらず埋葬するまでは親戚残らず休業す 休業は七日を例とす。服穢を受けることは武家の制度に従

49伊豆国田方郡 る例なり。 挿み門戸に立て、香花を手向ける例なり。 休業は三日を定めとす。門牌と唱え七日間は位牌を竹竿に

の親族の家もまた三日位垂簾休業する例なり。 死者の家は三日間簾を垂れ、七日間休業することなり。

うを例なり。村方にては簾を垂れ喪を表すことなし。 より業に就く。これを忌中祓いと唱え、笹をもって屋内を掃 村町とも葬埋後六、七日を経て親族・組合を招饗し、翌日

居住の貧人は遠慮することなし。 中と記した札を張り、一両日位営業遠慮する者もあり。裏屋 死者の親類縁者で表店に住む者は店前に簾を掛け、親類忌

⑰武蔵国豊島郡

⑥相模国足柄郡

13相模国鎌倉郡

18武蔵国入間郡 ⑩安房国安房郡 た。 って近頃は葬式が終われば即日忌中祓いをするよ うに なっ 非人の強請を防ぐため兼て穢多を雇い入れおく例なり。 往古は七日位休業し忌中祓いをしていたが、多費なるをも 五日位休業し、門戸に簾を垂れ、忌中と張り札す。喪家は

り札しおく例なり。 七日間は門戸に簾を垂れ休業す。三十五日位まで忌中と張

三十五日間、門戸に忌中と張り札す。 七日目に法事をし、終わるまで休業す。父は五十日、母は

多し。村方にては三十五日間は月代を剃らざるをもって例と も、日限を縮め三日あるいは五日位にて忌中祓いをなすこと 死者の血族の者の休業は、父母は三日、その他は二日の慣 七日目を忌中祓いと唱え戸を開けて営業をなす 例 なれ ど

△上野国邑楽郡

②信濃国水内郡

②近江国坂田郡

20近江国犬上郡 △東山道>

· 平郡

することなり。親の忌は十四日閉居して月代を剃らざる慣習 死者の家には門戸に簾を垂れ忌中と張り札して三日間休業

24上野国群馬郡

103

3加賀国能美郡		30加賀国江沼郡			30加賀国石川郡				❷越前国足羽郡	<北陸道>			❷羽後国秋田郡			②羽前国置賜郡						20羽前国置賜郡						②陸前国宮城郡	
各家簾を垂れ、日数一週間または五日、三日間休業すること 死者の本・末家および親子・兄弟等家居を異にする者は、	外祖父母・兄弟姉妹・伯叔父母は五日間休業するを恒とす。	父母死すれば十四日、その他の家族は親等の別なく七日、 に3日を停とす	よ 豆目 ビ州 こす。 の実父母かまたは本家・末家の間に限り、日数は七日あるい	戸挙げて休業することはない。一戸挙げて休業するのは戸主	親族中父母・兄弟が死去すれば本人のみは休業するが、一	ざることなり。	父母死すれば七日、その他は五日休業す、五歳以下は休業せ	裏返し、忌掛り親族の家にては表のまま垂れるのを例とす。	忌中には店前へ簾を垂れて喪を表す。死者の家にては簾を		ず。現今は忌中の札を張るのは死者の家のみとなれり。	七日位、店前へ忌中と記した札を張るのみにて別 段 休 業 せ	本家ならびに両親は五十日、家族および兄弟・伯叔父母は	慎み中の趣をもって謝して接せざるを例とす。	その他の血族は大抵七日位慎み、外人来るとも要用のほかは	農家は別に休業はなけれども、父母なれば五十日間慎み、	は七日間店前の右あるいは左へ片寄せて掲ぐ)。	を掲ぐ。分家あるいは養子等になり実家の父母死去したる時	わるまで休業するを例とす(近き親族は簾二枚、遠きは一枚	る時は店前へ簾を掲ぐ)。 親族は血族・縁族ともに 葬式が終	女は二日休業し、その他従兄弟姉妹以下は休業せず(休業す)	実養父母は七日、祖父母・兄弟姉妹・伯叔父母は三日、子	切休業せず。	掲げ、戸一、二枚を鎖して商業をなし、従兄弟姉妹以下は一	別戸の近親(伯叔父母位まで)は、およそ三日位店前へ簾を	休業は店を鎖せども、買人あれは品物を売り渡す)。 また、	を掲げ休業する習慣なれども、日限に一定の例規なし(この	父母死すれば七日位、その他は五日あるいは三日店前へ簾	なり。
	22出雲国神門郡		金出雲国島根郡			@但馬国出石郡		39丹後国与謝郡	<山禽道>				86佐渡国雑多郡				③越後国頸城郡		36越後国蒲原郡				30越後国刈羽郡		30越中国砺波郡			30越中国婦負郡	
母は六十一日、	休業の日の限	法事が済むまで	一 血族たりとも	日にても必ず笠	葬埋の翌日より	町方にては十	職業は七日位休	葬埋の翌日ま		りの者は皆門戸	とす。その間は	上げの終わるま	葬埋が終わっ	際には家業を休	し、その他	することなりへ	死者の家にて	業せざる例なり	父母死すれ	日間喪を勤むれ	去する時はこ	前へ簾を垂れ、	町方にて死	慮することなり	町方に	り。	間、七歳以下は	男女を問わず	なり。

近	世農民	層の	葬祭・	先祖	! 祭和	EŁ	家・	親族	モ・オ	寸落																		
5.土佐 国帽 多郡		① 土佐国安芸郡		◎讃岐国香川郡		49阿波国名東郡	郡・海部郡	8紀伊国名草	<南海道>					砂 周防国玖珂郡	郡・安芸郡	66安芸国沼田		45備後国御調郡		4)備中国窪屋郡		-		(3)備中国窪屋郡				
戸し、四日目を荒火明けと唱え親類近隣を招き酒飯を供する一列者の家 重きけ七日 軽きけ三日 農商はすず三日間別	を限る例なり。	死家の休業、村方町方にては大抵七日を期とす。浦方漁業にはるます。	する皆もあり。	初七日の仏事が終わるまで休業するを通例とす。しかれど	じ。喪家の近隣は絃歌を禁ずる慣習なり。	等親にかかわらず休業は三日を期とす。別戸近親もまた同	七日休業す。	町方にては葬埋の翌日まで戸を閉めて休業す。村方にては		ては服忌を守ることなり。	ありて一体ならず。もっとも営業はしてもその他の事につい	故、両親は七日、兄弟は三日位休業す。しかれども貧富の別	兄弟は二十日と分別あれども、村町に至っては各々職業ある	大概幕府制定の服忌令によりて差別を立て、両親は五十日、	唱え上半を開き、七日に至りて常に復し家業を開く例なり。	死者ある家にては三日間全く蔀を下ろし、四日より半蔀と	の制に従い外出せざる例なり。	七日間は閉戸して休業す。その後戸を開くといえども忌服	す。厚くする者は朝夕墓参す。	父母の喪には五十日間必ず喪服を着し、笠を被り毎日墓参	を禁じる。	拶に回りてのち旧に復す。しかれどもその当日は一町内鳴物	その他一町内にては商業の看板を下ろし遠慮す。喪家の者挨	喪家は七日戸を閉じ休業す。別居血族の者は三日位休業す。	いという。	戸家の両脇に三尺ずつの道を付けおく。この道を火相(ひあ	設けて居住す。その下家へも裏口より出入す。よって市中毎	忌中は自分の家であっても本家坐敷に入らず、建出し下家を

<u>ځ</u>

は中人以下は休業する者なしとしているのも、

同様に経済的理由によろ

に服する余裕などなかったからにほかなるまい。 しているが、これはその日稼ぎの都市貧民にとっては休業して静かに喪 60肥後国玉名郡 60豊前国下毛郡 89筑後国三瀦郡 69筑後国生葉郡 △西海道 これに同じ。月代は忌明けまで剃らざるを慣習とす。 むを例とす。 を通例とす。公役は免ぜず、代人を出す慣習なり。 役を免るるを例とす。 風俗なり 通例の服忌令に照らし、忌中月代を剃らず、また人馬の公 血族の親は三日休業す。向こう三軒両隣は他人といえども 死者の家は七日垂簾し、 中人以下においては休業する者なし。忌中月代を剃らざる 血族の親は三日垂簾して家業を休 また③筑後国三潴郡で

よっても規定されている。 体業の有無、期間は、貧富の他にも、職種、死者の親等・年齢などに

株業することになっている。これは忌中の鳴物を慎んだ例である。鳴物行であったにもかかわらず、油紋、大工などの音響ある職業は七日間位を示すものとして興味深い。盥では葬式の翌日まで休業するのが地域慣を示すものとして興味深い。盥では葬式の翌日まで休業するのが地域慣を示すものとして興味深い。盥では葬式の翌日まで休業するのが地域慣を示すものとして興味深い。盥では葬式の翌日まで休業するのが地域慣を示すものとして興味深い。盥では葬式の翌日まで休業するのが地域慣を示すものとして興味深い。盥では葬式の翌日まで休業するのが地域慣を示すものとして興味深い。盥では葬式の翌日まで休業が休止すると地域を示することになっている。これは忌中の鳴物を慎んだ例である。鳴物、株業することになっている。これは忌中の鳴物を慎んだ例である。鳴物、株業することになっている。これは忌中の鳴物を慎んだ例である。鳴物

休業することは許されなかったためであろう。

し、浦方漁業の者は三日を限っているが、これは漁業の性格上、長期にが慣例である。⑪は、村方・町方では死者の家は七日間休業するのに対喪家の忌明けの挨拶回りの当日は、一町内鳴物を禁じている。⑱では、枣繁の忌明けの挨拶回りの当日は、一町内鳴物を禁じている。⑲では、を禁じた例は㉒備中国窪屋郡、㉑阿波国名東郡にもみられる。㉑では、

❷陸前国宮城郡、❷越前国足羽郡、鄧加賀国江沼郡では、親等によって❷信濃国水内郡、❷越後国蒲原郡、⑫周防国玖珂郡、❸羽前国置賜郡、

休業の有無

期間が規定されている

③では休業するのは父母が死去した場合に限られている。②</br>

47)

26

ここでは休業は七日を例とするが、服穢については武家の制度に従うと 忌制度にならおうとした例としては、 ことが不可能であった事情を物語っていて、興味深い。 休業する余裕はなく、 拠しようとしたものの、 リ」と報告されている。 富ノ別アリテ一体ナラス、 も父母の死を最重視している。このうち⑰では「大概幕府定則ノ服忌令 ヨリテ差別ヲ立テ、 至リテハ各職業アル故、 ③は親等に応じて休業期間を異にしている例であるが、 両親ハ五十日兄弟ハ二十日ト分別アレトモ、 しかも貧富の差もあって、 これは、 休業については、庶民の場合、 **尤職業ノミノコトニテ余ハ服忌ヲ守ルコトナ** 両親ハ七日兄弟ハ三日位休業ス、然レトモ貧 幕府が武士を対象に定めた服忌令に準 ⑫駿河国志太郡・益頭郡があり 杓子定規に一定化する 長期にわたって なお、 武家の服 いずれ 町村

> が大人、八歳~一四歳が子供、七歳以下は幼児とみなされていたのだろ 以上は五日間、 はしないのが慣例である。 足羽郡では五歳以下、③越後国刈羽郡では七歳未満の死者の場合、 ているのが注目される。右の区分をみると、 では親等ではなく、 ③越中国婦負郡では、 幼児が死去した時には休業しない例もみられる。 七歳以下は三日間休業するのが慣例となっている。 まったくの年齢階梯原理によって休業期間が定まっ 男女を問わず、一五歳以上の者は七日間 この地域では、 例えば、 一五歳以上 29越前 休業 رح کے 八歳

いることが知られる。
以上のように、親等や年齢によって休業期間に差を設けている例もあり上のように、親等や年齢によっては多かったと思われるが、先にを体を視野に入れると、後で述べるように父母の喪は一等重くされていまが、その数は必ずしも多くはない。父母が死去した時には他の親族の以上のように、親等や年齢によって休業期間に差を設けている例もあり上のように、親等や年齢によって休業期間に差を設けている例もあり上のように、親等や年齢によって休業期間に差を設けている例もあり上のように、親等や年齢によって休業期間に差を設けている例もあり上のように、

言されている報告事例も少なからず存する。 死者の家だけでなく、その親類筋の家ないし人間も休業することが明

○近親——①、④

血族——66、22、30、36、56、30、

3

○血族と姻族——3、⑦、②

(忌掛り)親族――⑮、❷

○親子・兄弟および分地を受けた家――-⑪

〇子・兄弟と本・末家――

○親子・兄弟等と本・末家――②

のは本・末家関係にある家、 が死亡すれば一戸あげて休業している。②加賀国能美郡でも、 している家に限られている。 の休業例として注目されるが、戸主の実父母かまたは本家・末家の人間 の子と兄弟に限定されていたことになる。これは家単位でなく個人単位 父母・兄弟が死去すれば本人のみは休業する例であるから、 ていない。③加賀国江沼郡では、 伯叔父母、 事例もある。 族・姻族・同族の範囲は限定されていたと思われる。 (血族・姻族)残らず休業する慣例であるが、 右のうち⑪、ூ、 **⑫甲斐国山梨郡では忌服の有無にかかわらず埋葬するまでは親戚** 伯叔父母までの死者に限っている。 子女に当たれば休業するが、 ∞羽前国置賜郡では、 43 65) お Ą よび死者と親子・兄弟関係にある者が属 休業は自家の家族以外は外祖父母、 26 死者が実養父母、 (5) は、 従兄弟姉妹以下の場合は休業し 30加賀国石川郡では親族中 死者の家よりも休業期間 大抵の場合、 祖父母、 それを確認しうる 休業は死者 休業する血 休業する 兄弟姉妹' 兄

されたと思われるからである。大勢としてはおそらく、休業するのは死たことが知られる。また、時期によっても異なっただろう。なぜなら、たことが知られる。また、時期によっても異なっただろう。なぜなら、右の諸事例をみると、死者の家の家族以外の血族・姻族や同族も休業

短縮される傾向にあったのではなかろうか。者の家のみとなるか、他の家も休業してもその範囲は縮小され、

期間、

郡では、 郡では、 ある。 忌中であることを表示はしている例もみられる。 を垂れるのが例となっているが、死者の親類の家で休業はしないものの 少なからず行われていただろう。 一、二枚を鎖して商業を行うのが慣例となっている。 ただ、 別戸の近親(伯叔父母位まで)は三日間位店前へ簾を掲げ、 忌掛りの者は七日間位門に忌中と張り札して謹慎する習わしで 休業はしなくても、 死者の家族以外の親族も喪に服することは 忌中の家は忌札や門牌を張ったり、 例えば、 また③佐渡国雑多 ◎陸前国宮城 戸

ている。 慮し、 ある。 も忌が掛ると観念されていたことを示してはいまい 国玉名郡では、 は三日間位休業するが、 済むまで遠慮している。 注目されるのは、 喪家の者の挨拶回りののちに旧に復するのが慣例である。 砂越中国砺波郡の町方では、 これらの事例は、 死者の血族のみならず、 町内あるいは組合・近隣の者も謹慎している事例で そのほか 砂備中国窪屋郡では、 血緑、 族縁のみならず、 一町内にても商業の看板を下ろして遠 組合の者は店前へ簾を下げ、 向こう三軒両隣も三日間休業し 喪家は七日間、 地縁に連なる人々 別居血族 66肥後

このほか興味深い服忌習俗もいくつか報告されている。

②山城国久世郡――葬式終了まで休業する例であるが、父母の喪には

三五日位は剃額せず。

④摂津国八部郡――葬式が終われば開業するが、親の喪には五〇日月

代を剃らず、神参せず、遊宴の席に行かざる習慣。

白布を巻き、晴天でも傘を開く。するが、父母や夫の忌を受ける者が戸外に出る時は襟あるいは頭に⑧伊勢国度会郡―――喪家の休業は忌服の軽重にかかわらず七日を例と

❷近江国坂田郡──七日目の法事まで休業するが、父は五○日、母は

三五日間、門戸に忌中と張り札をする。

が、村方にては三五日間は月代を剃らず。◎上野国邑楽郡──七日目に忌中祓いをして営業を再開する例である

は閉居して月代を剃らず。日間休業するが、親の忌は二七日(ふたなのか)すなわち一四日間図上野国群馬郡――死者の家は門戸に廉を垂れ、忌中と張り札して三

他は慎み中の趣をもって謝して接せず。 五〇日間、その他の血族の死は七日間位慎み、外人が来ても要用の②羽前国置賜郡――農家は別に休業はしないが、父母が死去した時は

は必ず笠を被る。 方にては葬埋の翌日より就業するが、忌中は謹慎して戸外に出る時の但馬国出石郡――町方にては一四日以上忌明けするまで休業し、村

叔父母は二〇日忌の慣習。忌中は自分の家であっても本家座敷に入過ぎても外事に関することは遠慮す。父母は六一日、兄弟姉妹・伯⑫出雲国神門郡――喪家は五日あるいは三日間位休業するが、日限が

そのため市中毎戸家の両脇に三尺ずつの道を付けおき、これを火相らず、建出し下家を設けて居住し、その下家へも裏口より出入す。

(ひあい)と称す。

⑭備中国窪屋郡──父母の喪には五○日間必ず喪服を着し、笠を被っ

て毎日墓参す。厚くする者は朝夕墓参す。

(財五○日、兄弟は二○日の忌とす。
(砂周防国玖珂郡――大概幕府制定の服忌令によりて差別を立て、両親

けまで剃らず。
��肥後国玉名郡――血族と向こう三軒両隣は三日間休業。月代は忌明

ψ 自生的に存在していただろう。ただ、幕府の服忌令では父も母も忌は五 死をとりわけ重くみる観念そのものは、 家の服忌制度の影響を多分に受けていたと思われる。 武家の服忌制度では父母の忌は五○日とされていたが、右の諸事例中で 父母の死では長く、 されている事例の存在を指摘したが、 服忌令に準拠していることが明言されている。 先に父母が死去した時の休業期間が他の親族の死の場合より長く設定 4 Ą **%** 44 かつとりわけ深く慎む慣習であったところが多い。 ・のはこれと同期間である。このうちのは幕府制定 右の諸事例をみると、忌中期間も 庶民の間でも自然な感情として 他の事例もおそらく武 もちろん、父母の

三五日と差別されている。 ○日で同等であるが、②では父の忌は五○日とするものの、 母のそれ

外出時には忌の掛っていることを表す異形の出で立ちをさせることによ 恐れる観念が強かった。そこで、忌掛り者の外出を禁じるか、あるいは り、笠を被ったりしている例もみられる。かつては忌が他人に及ぶのを を禁じるか、外出しても襟や頭に白布を巻いたり、晴天でも傘を開いた これは剃髪の際の出血を忌んだためではなかろうか。また、忌中は外出 忌中、ことに父母の忌中には月代を剃らない慣例が多いのも目につく。 他人が避けうるようにしたのであろう。

はその中にこもって謹慎する習俗は、古くは広く行われていたようであ俗が採録されている。死者の近親者が仮小屋すなわち喪屋を設け、忌中 とも関係していよう。 屋を別個には設けず、自宅が喪屋を兼ねるのが一般的になっていたわけ を張って忌中であることを表示し、自宅で喪に服している。 ていたのは、この二つの地域は出雲大社と伊勢神宮の神地であったこと されているのは右の二例のみで、他は自宅に簾を垂れたり、忌札や門牌 款には伊勢国度会郡の「死者アレバ仮小屋ニ入り別火ヲ食ス」という習 住するのが慣例となっている。 みられたことは、 砂出雲国神門郡では、忌中は母屋には入らず、建出し下家を設けて居 しかし、『全国民事慣例類集』採録の事例の中ではその習俗が 報告 出雲国神門郡と伊勢国度会郡では依然として喪屋を別個に設け 既述のとおりである。 葬送においても神地ではとりわけ死穢を忌む習俗 また、『全国民事慣例類集』第四章第一 つまり、喪

> るのも、 意図もあったかもしれない。公役を免じない場合でも代人を出させてい 忌掛りの者が人夫に出て他人に忌が及んだり、災厄をもたらすのを防ぐ 遺族に対する共同体としての配慮であろうが、ただ公役については他面 て一ヶ月の村入費を免じている。忌中の公役や村入費負担を免じたのは 鹿郡では、 これに対し匈では人馬の公役を免じている。また<表1>の匈羽後国平 ても報告されている。③では公役は免ぜず、代人を出すのが慣習である。 ❸筑後国三瀦郡と母筑後国生葉郡では、忌中の公役負担の有無につい その点とかかわっているように思われる。 父母または一五歳以上の子女が死去すれば、忌中御免と称し

ていた。右の事例は、喪家が私的に穢多を雇い入れて非人の悪ねだりを(3) する施行は、 防止せざるをえないほど、非人に対する体制的な管理・統制機能が破綻 底辺に生きる非人等に施行し、それによって得られた功徳を死者の供養 ておくのが慣例となっている。葬式や法事の際に、 をきたしていたことを物語っていよう。 されていたが、近世後期にはこの統制を逸脱して悪ねだりする者が増え のために回向することは社会的慣行化していた。非人の勧進とそれに対 ®武蔵国入間郡では、喪家は非人の強請を防ぐために穢多を雇い入れ 幕藩制下においては穢多頭 -非人頭を通じて管理 近世身分制社会の最

葬式・法事に対する幕藩権力・共同体の規制

を紊さないため、 幕藩権力は、 年貢・諸役の負担に支障を生ぜしめないため、 庶民の生活を様々な面から規制したが、近世後期に また風紀

ことに天保二年(一八三一)の幕府触書では、次のごとく細かな規制を葬式・法事についても、それが華美にならないよう規制を強めている。

〈史料6〉

加えている。

碑建、 候石碑は其儘差置、 厚執行致間敷、 性・町人共葬式ハ、仮令富有或は由緒有之者ニても、 近来百性・町人共身分不相応大造之葬式致し、又は墓所え壮大之石(姓) 候様可致候 も四尺を限り、 院号・居士号等附候趣ニ相聞、 戒名之院号・居士号等決て附申間敷候、 施物等も分限ニ応、 追て修復等之節、院号・居士号相除、 寄附致、 如何之事ニ候、 墓碑之儀も高サ台石と 集僧十僧より 自今以後百 尤是迄有来 石碑取縮

般的である。武家からみれば身分不相応であっても、(55) というだけでなく、葬式の規模、 主とその妻はこれ以後も院号・居士号・大姉号を付与されているのが一 居士号を付けることを禁じているが、 はや黙視しがたくなっていたことがうかがえる。戒名については院号・ の身分に不相応なものとなり、身分制秩序の維持という観点からも、 加えているのが注目されよう。 は葬式の際の僧侶の人数、 内部においては、 これ以前にも冠婚葬祭を質素に営むよう説いてはいるが、右の法令で 右之趣、 御料・私領・寺社領共、 戒名は墓碑とともに家格や経済力を象徴するもので 墓碑の大きさ、戒名について具体的に制限を その文面からは、単に質素・倹約の強制 墓碑の大きさ、戒名の格が百姓・町人 不洩樣可触知者也(54) しかし上層の百姓・町人の家の当 それぞれの村・町

も関係する。したがって、たとえ幕府の禁令が出ようと、容易には改めあったし、また家内部での地位の象徴でもあった。また、供養の厚薄と

定が普遍的にみられるようになる。次にいくつか例をあげておこう。ところで村法、町法にも、一八世紀中期以降、葬式・法事に関する規

がたい事情があったのである。

/史料7/

三貫文取り申へき事

にて葬式致すべく候、外組は不幸申入候ハヾ早速帰り申べく候べく候やうに致すべし、七歳未満は忌服もこれなく候間、組合計で、年本の節は入目懸り申さす候やうに両隣組合より世話致し遣す

 <

(宝曆二年<一七五一>、武蔵国葛飾郡下野村村固

加なれは相勤候共、是迄より随分憚り可致事仏事之儀、先祖之法事或は仏月施僧齎米等上候儀は、其身の冥

(天明二年人一七八二)、 丹後国熊野郡久美浜村規定

△史料9〉

神事仏事婚礼葬礼の節、 随分致倹約麁菜にて可致執行候事(8)

(享和二年<一八〇二>、丹波国桑田郡山国十ヶ村倹約申合)

△史料10ン

葬式之拵随分質素に致し、酒食等其外万事軽く取計可申事

-̂Б 可 申 (事⁵⁹ 法事之振舞一汁三菜に限べし、施物之儀も分限に応じ軽く取計

(文化七年<一八一〇>、信濃筑摩郡塩尻等十九ヶ村倹約申合)

△史料11~

仏事之儀成丈手軽ニいたし、一汁三菜ゟ五菜迄分限ニ応し相勤

可申、 是迄呼来候内本家分家八格別、 親類・親方子方・両隣向三軒ハ一品ニ限リ遣可申事、 外親類壱人ツ、、 他門ハ□斗案内 且又

但

葬式成丈質素に致可、

檀那寺之外寺院等不相迎、

親類ゟ差向

可致 送膳之儀ハ親類たり共可為無用、酒禁盃之事

応し成丈手軽ニ相勤可申事(6) 不幸之節、 料理向其外共仏事勤ニ準し可申、 葬式之儀分限

(文政七年</ri>

一八二四
丹後国熊野郡久美浜村本町規定書

△史料12ン

仏事料理一汁三菜より一汁五菜まて分限より随分軽く相勤! 親

類之外近所なり共呼使無用之事

斎米料理物之内一品に限り可申事

但 親類たりとも呼使壱人に限り可申、 送り膳無用の事(61)

(天保六年<一八三五>、丹後国熊野郡久美浜村倹約規定)

△史料13ン

入早速引取、 葬礼見舞の儀 出棺之砌に相見舞寺迄見送り、 隣家親類縁者は格別、 無縁のものは一応悔み申 葬式相済候はム寺に

て相断帰宅可致候事

附 悔み抔と申餅菓子抔遣し候事、 致間敷候 (62)

(天保十三年<一八四二>、甲斐国巨摩郡今福村定書)

/史料14/

凶事之節、 酒取扱儀堅致間敷被仰付候御事

此段凶事並仏事等之節、 酒取扱候儀為仕申間敷候

吉凶ニ付客呼並音物等身の程を考、 成丈に手軽に可致事

論法事等成丈手軽に致し、 侯儀前以相断可申、 且婦人白装束も木棉麻に限り、 布施等も身分相応可致事(码) 絹不相成、 勿

(天保十三年、備前国吉備郡岡田村等十六ヶ村村方取締議定)

/史料15/

仏事法事是又一汁一菜、 勿論禁酒にて、 重立候親類の外呼合致

間敷候事

譬へ親類たりとも従弟限り五人組限り、 葬礼の儀は本寺限り、 供送り酒代三十二文限り、 其余懇意者たりとも野送 普吟相止め、

り致間敷候事

但 五十日の志、 是又相止可申候事(4)

(天保十四年、摂津国西成郡南中島組十八ケ村取締方約定一札

た当時にあっては、

それを維持することは絶対的な規範であったのであ

△史料16

敷事(ほ) は低并不幸之筋は相互之儀ニ候は、銘々自扶持ニ而手伝実意ニー 祝儀并不幸之筋は相互之儀ニ候は、銘々自扶持ニ而手伝実意ニー

(嘉永六年<一八五三>、出羽国村山郡山寺村旱魃二付節倹議定)

〈史料17〉

然ル上は外ニ悔等たし合不申事然ル上は外ニ悔等たし合不申事然ル上は外ニ悔等たし合不申事で、銘々右定メ之米持参可致、下は壱町内之儀ニ付、念仏講中相定、銘々右定メ之米持参可致、下は壱町内之儀ニ付、念仏講中相定、銘々右定メ之米持参のは、同として米壱升、十五以下のもの死去之節は、同白米五合宛、上には発して米壱升、十五以下のもの死去之節は、同白米五合宛、上には外ニ悔等たし合不申事

一 仏事回向、石碑建等之節、酒一切相用不申様相定候事(6)

(安政四年<一八五七>、下野国益子町改革議定)

った。生前の生活も死後の魂の安穏も家と地域共同体によって保障されるように、質素・倹約をモチーフとしている点で共通している。これは福井の倹約令を受容した面もあろうが、村・町や組合村としても、神かった打ち続く災害といった激変する社会経済の下で家と地域共同体加わった打ち続く災害といった激変する社会経済の下で家と地域共同体があった。生前の生活も死後の魂の安穏も家と地域共同体にあるように、質素・倹約をモチーフとしている点で共通している。これは

では、 都合だけで節約あるいは省略すれば、「義理」を欠くとの謗りを周囲 けで自己完結しえない性格を具えている。その際の贈答・饗応を自家の を出さなくても、礼を失することにはならないわけである。 議定しているが、こうした村の申し合わせがあれば、手伝いの者に酒食 り酒食等は出さず、たとえ出されてもいっさい受けないことを村として 祝儀ならびに不幸の節は銘々自扶持にて相互に手伝うことにし、 項として成文化しておく必要があったのである。 ら受けかねない。 かし、 家の永続を念じて定めた家法・家訓にも、 生活全般にわたる徹底した質素・倹約が強調されている。 冠婚葬祭は親類や地域住民の交際の機会でもあり、 したがって、その質素化は地域共同体の申し合わせ事 一八世紀中期以降のもの 例えば/史料16/では、 家内部だ

ある。 味深い規定がいくつか含まれている。 として一律に規定することは難しい事情があったのではなかろうか。 た る家の格式や経済力および家内部での地位を象徴するものであった。 きさや戒名の格を制限した規定は見当たらない点にも、留意する必要が 香奠の額 しかし、 ところで、右に掲げた条文の内容には、 供養の厚薄にもかかわった。それゆえ、 先にも述べたように、墓碑の大きさや戒名の格は地域社会にお 村・町や組合村の法では、葬式・法事の節の参加者の範囲、 料理の品数に制限は加えても、 先の幕府法のように墓碑の大 当時の習俗をうかがう上で興 それを共同体の申し合わ ŧ け

例えば、<史料14>――(b)では葬式に檀那寺以外の寺院から僧侶を

寺院から僧侶を迎える慣行は全国的に存在していたと推察される。(ほ) 数は死者供養の厚薄にかかわると考えられていたため、 葬式の節の集僧を一○僧以下に制限しているところからすると、複数の 際に檀那寺以外の寺からも僧侶を迎えることが慣例化していたことを示 迎えず、また親類が自家の檀那寺の僧侶を喪家に差し向けることも前も せないが、それはそうした慣行が存在しなかったというより、 の記述にも、 している。第二節で検討した安芸国高田郡多治比村吉川家の『家業考』 り」としている。こうした規定を設けていることは、 って断るよう規定し、 、や組合村の法でそれを禁じた例は管見の範囲では先の二例しか見出だ そうした慣例がみられる。 △史料15~ ―(a)も同様に「葬礼の儀は本寺限 前出の天保二年の幕府触書でも 裏返せば、 共同体としてそ 僧侶の人 葬式の 村

○大史料7>→→(b)は「七歳未満は忌服もこれなく候間、組合計に 人史料7>→→(b)は「七歳未満は忌服もこれなく候間、組合計に 小か軽くしているのは、そうした観念を背景にしていよう。

は三日間としている。期間を一五歳以上の者については七日間、八歳以上は五日間、七歳以下ば、前項でみたように、越中国婦負郡では、男女を問わず、忌中の休業と子供の境界年齢としている例は、これに限らず普遍的に存する。例え

重をつけたり、香奠の額に差を設けることもあったのである。供と大人の境界年齢とされているのが一般的で、これに応じて忌服に軽地域によって多少差はあるものの、七歳が幼児と子供の、一五歳が子

四 先祖観と系譜観

→ 先祖と子孫の関係・役割

△史料18>

れを規制することは難しい面があったからではなかろうか。

栄えを願はむ者は、神明及び先祖の祭怠るべからず (88) 学の物多ければ即福神となり、其子孫を豊に守り幸はふ事疑なし、 兵に在りて困窮するなり、困窮すれば現界なる子孫を守る事能はず、 見と、 の鬼神は現界の人の祭を受て冥福を得る趣なれば、家の でいらず、死して幽冥に入りても現界より子孫の祭を享けて種々の なるに子孫たる者其先祖を祭らざれば手向る物もなく、先祖の霊幽 なるに子孫たる者其先祖を祭らざれば手向る物もなく、先祖の霊幽 なるに子孫を守る事能はず、 の現幽は相互なる理にして現世の人は幽界の神の恵をうけて幸いを でいらず、死して幽冥に入りても現界より子孫の祭を享けて種々の でいらず、死して幽冥に入りても現界より子孫の祭を享けて種々の 本の、 本の、 本の、 を持て、 でいる事にはず、 でいる事にはず、 でいる事にはず、 でいる事にはず、 ののの祭を受て冥福を得る趣なれば、家の でいる事にはず、 でいる。 でいる

術の一節である。著者は平田篤胤の門人であるので篤胤の幽冥観の影響右は前掲<史料2>と同じく下総国香取郡松沢村宮負定雄著『民家要

五以下のもの死去之節は、

同白米五合宛」と定めている。

一五歳を大人

△史料17~

(a)では、

「大人死去致候節は、

悔として米壱升、

+

守護し幸福をもたらしてくれ、祭らなければ災いをもたらすという観念 祖と子孫の関係についての考え方は民俗学によって遍く検証されてきた そのものは、当時の人々に広く共有されていたと思われる。こうした先 を多分に受けてはいるが、先祖の霊を祭れば先祖もそれに応えて子孫 し、現在でも年配の人の間では少なからず生きつづけている。

に著した家訓でも、 ただろう。例えば、 たのであるから、右のような観念は身分を問わず人々を強く支配してい 近世においては、 現世の生活も来世の生活も家によって保障されてい 次のように説いている。 幕府の御小姓番士伊勢貞丈が宝暦一三年(一七六三)

一、先祖をばあがめらやまひて、おろそかに無沙汰すべからず。 そのたましひのなすわざ也。 ひは、消て散りうせるなり。魄のたましひは、 昌せず、色々のわざはひ出来て、其身もつひにはあやふかるべし。 ぶらひ、怠らず祭るべし。 忌日にはかたく精進し、膳部をそなへ拝礼し、墓へ参り、年忌と 身のうけつぎたる血すぢの根本にして、我家の始り也。然る間 のあらはれ出る事あり、 にはたましひ二ツあり。 死したる人は物いはず、いか様にしてもよしと思ふべからず。人 いつまでもある也。その証拠は、世上に幽霊とて、死たる人の形いつまでもある也。その証拠は、世上に幽霊とて、死たる人の形 なやまする事あるは、 又死霊怨霊などって、 魂魄の二ツ也。死する時は、魂のたまし かの魄のたましひ此世にとゞまりて、 先祖を麁末にする時は、我が子孫も繁 心がゝりも恨もなき人の魄は、人の 其家にとゞまりて、 恨ある人にとりつ 我

> 子孫もあやふくなる也。おそるべし、つゝしむべし。 のたましひたゝりをなす故、さまん~のわざはひ絶ず、身も家も る事はうたがひなし。されば先祖を麁末にすれば、かの先祖の魄 目にも見えず、人をなやます事こそなけれ、 其家にとゞまりてあ

けである。 繁栄のために尽くすことが求められる。先祖も家の成員である以上、 から、 り結ばれ、 関係は現世に生きている者同士の間だけでなく、先祖と子孫の間にも取 ても霊は生きているのであるから、子孫が飲食を供え養ってやらなけれ 孫を守り、家の繁栄に資する義務を負っている。しかし、肉体は死滅し 中心とする先祖も成員に含まれる。家の成員は力を合わせて家の存続 家は先祖より子々孫々へと永続していくことを志向する組織体である 先祖は飢えてしまい、子孫を守ることはできない。つまり、互助の 現実の構成メンバーだけでなく観念的には代々の家長とその妻を 互いの生活を保障する責務を負っていると考えられていたわ 子

ば

らず心覚えがあるであろう。 は先祖の教えとして説かれるし、子供がいたずらすると祖父母や父母が 能も見落とせまい。家訓に示されているように、人として守るべき道徳 /御先祖様の罰が当たるよべと言って誡めた例は、年配の方なら少なか 先祖と子孫の関係を考えるとき、先祖の子孫に対する道徳上の教育機

れていた時代にあっては、年老いることは先祖に近づくことを意味して(イエ) · た。当然、老人にはそれがゆえの心構えが求められる。 ところで家を場として現世の生活と来世の生活とが連続してとらえら 前出

も願ふへし」と。
(2)
内息才延命子孫栄久を祈るへし、仏を拝しては御教のことく御世菩提を内息才延命子孫栄久を祈るへし、仏を拝しては御教のことく御世菩提を内息才延命子孫栄久を祈るへし、仏を拝しては御教のことく御世菩提を常三項)の『農業横座案内』では年齢、家内での地位に応じた心構えを第三項)の『農業横座案内』では年齢、家内での地位に応じた心構えを

ることが務めとされたのである。に、現世における子孫の繁栄と自己の来世における冥福とを併せ祈願する人は現世の生活と来世の生活との境界に位置する存在である。ゆえ

] 「先祖」と「無縁仏.

でまり、この部落では結婚しているか否か、いいかえれば子孫を持ちんだ者は年齢を問わずすべて「無縁仏」とされ、仏壇、墓も区別されて子孫を持ちうるので、死後はその子孫を持ちえないので、死後は生家でる。これに対し未婚者は、自己の子孫を持ちえないので、死後は生家でる。これに対し未婚者は、自己の子孫を持ちえないので、死後は生家でる。これに対し未婚者は、自己の子孫を持ちえないので、死後は生家でる。これに対し未婚者は、自己の子孫を持ちえないので、死後は生家でる。これに対し未婚者は、自己の子孫と持ちえないので、 大祖」となり、未婚のまま死をおれては、生前結婚しているか否か、いいかえれば子孫を持ちのまり、この部落では結婚しているか否か、いいかえれば子孫を持ちる。

れることを示していて興味深いものがある。といわれている。この事例は、「先祖」の観念が親子関係を前提に生ま子供であれ、成人であれ、長男であれ、次男であれ、すべて「無縁仏」なるかの分岐点であったわけである。したがって、未婚で死んだ人々は、かる条件を満たしているか否かが、死後「先祖」となるか「無縁仏」に

近世中期以降、農民の家は直系親を主体とする小家族で構成されるのが一般的となっており、傍系親が結婚後も生家に留まるのは稀である。 は直系のラインに連なる代々の家長とその妻の霊によって構成されることになろう。どの範囲の霊を「先祖」の範疇に含めるかは地域によって一様ではないかもしれないが、直系家族制のもとにおいては、家で祭る霊の大部分は必然的に歴代の家長夫婦の霊で占められることになり、た霊の大部分は必然的に歴代の家長夫婦の霊で占められることになり、たまたま未婚のまま死去した者の霊は、遇然的に発生した例外的な霊として「先祖」の周縁に位置づけられざるをえないだろう。未成年あるいは未婚のまま死んだ者の霊が「無縁仏」として扱われている例は、各地で活動のまま死んだ者の霊が「無縁仏」として扱われている例は、各地で活動のまま死んだ者の霊が「無縁仏」として扱われている例は、各地で大田中期以降、農民の家は直系親を主体とする小家族で構成されるのが一般的となっており、傍系親が結婚後も生家に留まるのは稀である。

入嫁の際に家具・衣類・手道具の他に田畑も持参する例が稀にはあるが、15年前は「厄介」として、死後は「無縁仏」として、傍流の日陰の人生コ生前は「厄介」として、死後は「無縁仏」として、傍流の日陰の人生コと前は「厄介」として、死後は「無縁仏」として、傍流の日陰の人生コまに嫁あるいは養子として入り、その家の家長・主婦の地位に就かない家に嫁あるいは養子として入り、その家の家長・主婦の地位に就かない家に嫁あるいは養子として入り、その家の家長・主婦の地位に就かない家に嫁あるが、他こうした制度下では、後嗣以外の子女は、新たに家を創設するか、他

に行き、 って内密に行っていると報告されている。 そうした正規の人生コースに何とかして娘を乗せてやりたいとの親心が した近世中期以降、 それは「身体不具面貌醜悪ノ償料ニ充ル」もので、それゆえ世間体を憚 働いていたのではなかろうか。 養を受けるのが正規の、 としての意味を持たされていたことは注目されよう。 稀には行われていたこと、しかもそれが「身体不具面貌醜悪ノ償料 慣例に反して田畑を付けてまで嫁にもらってもらおうとしたのは、 やがては主婦の座に就き、死後はその家の先祖として手厚い供 田畑を付けて嫁に遣ることは原則的には否定された 幸せな人生コースと考えられていたのであるか 田畑屋敷の単独相続制が定着 当時は、 女子は嫁

て社寺に奉納している例はそれに類するものであろう。 少なからずみられたのではなかろうか。 地方では死んだ子が結婚適齢期になると嫁・婿の人形を作り、それに名 近世においては武家も庶民も再婚率が高いことが明らかにされているが 済する意味がこめられていただろう。こうした死後結婚の習俗は各地で とのことであるが、これも未婚で死去した子の霊を無縁仏の境涯から救 前をつけ、家によっては親族を集め結婚式を挙げ、 これは正規の人生コースに再び戻す意味を持っていたと思われる。 婚しない限り、「厄介」→「無縁仏」 のコースをたどらざるをえない。 また、嫁や養子として他家に入っても、 例えば、 離縁されて実家に帰れば、 嫁・婿の姿を絵に描 奉納する習俗がある(で) 津軽 再

づけられながらも、帰属する家において供養は受ける。しかし、無縁仏ところで、未婚で死去した者の霊は、無縁仏として先祖の周縁に位置

孫を持たない血縁霊である、と指摘されている。(で) 行き倒れ、 るべき家自体がなくなるのであるから、 出戻り娘、 には帰るべき家のない遊魂と祭る子孫のない霊の二種類があり、 にはこの他に、 のではなかろうか。 既婚者でも子供のないオジ・オバ、絶家などの祭祀者たる子 漂流死体、 帰属する家のない霊も含まれる。 災害時の罹災者などの霊、 前者の範疇に含めたほうがよい 後者は幼児、 藤井正雄氏は、 ただ、絶家の場合は帰 独身男女 前者は 無縁仏

く一般に認められているところである。 さらに、 φ は 習は広く認められている。筆者の調査した三重県鳥羽市菅島でも、 己の家の成員の霊のみならず、外部の無縁の霊も迎え入れて供養する風 ているわけではない。 地 た めに庭の隅に置いている例は、各家でみられた。また、村の行事として 一域共同体としての共同供養の行事や共同供養塔も、 それはともあれ、 「三界万霊供養塔」が建てられている。 村落の先祖全体と餓鬼を対象にした共同供養が盆に営まれている。 仏壇に供えた物を下げたあと「餓鬼」と称する無縁の霊に与えるた 埋め墓には、安政の大津波の際に出てきた人骨を納めて供養し 帰るべき家のない霊であっても、 盆をはじめいろいろな家の仏を祭る機会には、 こうした無縁仏を対象にした 菅島のみならず広 まったく放置さ 自

るだろう。また、疎外された恵まれない霊に供養の功徳を施せば利益がって家や地域社会に災いをもたらしかねないとの恐怖観念も潜在してい対象にしている背景には、単なる同情心だけでなく、そうしなければ崇とのように家や地域共同体が先祖のみならず様々な無縁仏をも供養の

得られるとの考えもあるかもしれない。 通じているように思われる。 疎外された存在である非人や座頭などに施行するのと、 それは、 現世において社会的に 根底において相

あり、 信じているという。(た) つとしてはいまいか 管理システムを創り出しえていないことからくる不安を、 によると、現在でも日本人の大半が霊魂の存在とその祟りを少なからず 縁仏は全くの無縁の存在と化しつつある。しかし、その反面、 との縁は保たれていたのであるが、その基盤の喪失しつつある現在、 かつては家や地域共同体によって供養は受け、その限りでは現世の人々 な無縁仏の発生を招来している。右にみたように、無縁仏といえども、 こうした事態は、 ないあるいは家族から見放された老人が急速に増えつつある。そして、 都市においてはもちろん、 来世に生きる霊魂をも管理し、 ことが知られよう。だが、今日、 以上のことから、 それと結び付いた既存の寺院、 地域社会の共同性も薄れている。その一方で、 かつては先祖として祭られていた霊の無縁仏化、新た 昨今の霊魂ブームや新興宗教への帰依者の増加 家と地域共同体は、現世に生きる人間のみならず、 農村においても過疎化によって姿を消しつつ その生活を保障する機能を果たしていた 永続的な生活共同の組織体である家は 地域共同体に代わる、 独身者や身寄りの その背景の一 霊魂の新たな 世論調査 ĩţ 無

霊魂の格差の表示 祖先崇拝と差別

家と地域共同体は死後の霊魂の安穏を保障する機能を果たしていたと

はいえ、 別もその一つの表現であるが、霊魂の格差は戒名、 とを見落とすことはできない。 れていたわけではないのと同様、 現世において家と地域共同体に生きる人々が平等な地位に置 前項で述べた「先祖」と「無縁仏」の区 霊魂の間にも格差、 墓碑、 差別が存在したこ 位牌などによ

っても示される。

れている。 (79) 格式や経済力、 魂にも名前(戒名)が付けられる。 に誕生した人間に名前(俗名)が付けられるように、来世に誕生した霊 現世における死は同時に、来世における霊魂の誕生を意味する。 および家における地位、年齢などに応じて格差が設けら しかし、 この戒名には、 家の身分・ 現世

るが、 号を付けたり、 述べたように、 墓碑を建て替えたりする例も近世後期には珍しくない。第三節第四項で 派であるのが普通で、その地位をシンボライズしている。もちろん、 の低い家であっても、経済力を高めると、領主に献金して格式を買った られているのが通例であるが、家長夫婦の墓碑は他の家族の墓碑より立 第一節で述べたように近世においては夫婦単位あるいは個人単位で建て 町人の家の家長とその妻に限られているのが普通である。 の形態・大きさは家の格式や経済力によっても異なる。かつては格式 最も格の高い院号・居士号・大姉号を付与されるのは、 寺院に多額の志納金を納めて上位の格の戒名を追位してもらったり 管見の範囲内の実例では守られた形跡は認められない。 幕府は天保二年(一八三一)に百姓・町人が院号・居士 大きな墓碑を建立することを身分不相応として禁じて また墓碑も、 上層の百姓 それは

ŋ

碑

象徴するものであり、また供養の厚薄を示すものでもあったからにほか戒名や墓碑は地域社会での家の地位や経済力、および家内部での地位を

系列に加えられるのである。 系列に加えられるのである。 系列に加えられるのである。 系列に加えられるのである。 系列に加えられるのである。 系列に加えられるのである。 系列に加えられるのである。 系列に加えられるのである。 それは地蔵には幼児を が童の墓は地蔵の形をしているのが通例である。 それは地蔵には幼児を の境の象徴ともなり、既述のように塞の神に代わって村境に安置される ことともなった。幼児はその非社会性ないし未社会性のゆえに、葬式、 服忌、供養においても軽く扱われることが多い。 そして、「無縁仏」の 系列に加えられるのである。

においても別個に管理されていたわけである。 ところで、近世身分制の下で非人間的存在として最下位に位置づけられ、全社会的に差別されていたのは「穢多」、「非人」の名称が確定し、近世身分制の下に構造的に定置されるのは一七世紀末頃であるが、後島間に代い宗門人別改めにおいて彼らは別個の帳面に登録され、また過それに伴い宗門人別改めにおいて彼らは別個の帳面に登録され、また過それに伴い宗門人別改めにおいて彼らは別個の帳面に登録され、また過去帳も別帳化した。なかんずく「穢多」については、菩提寺そのものを去帳も別帳化した。なかんずく「穢多」については、菩提寺そのものを去帳も別帳化した。なかんずく「穢多」については、菩提寺そのものをところで、近世身分制の下で非人間的存在として最下位に位置づけらところで、近世身分制の下で非人間的存在として最下位に位置づけられ、全社会的に差別を表示した。

になり、

「当初は判然としていなかったエタ・非人の名称が、

十七世紀

般小農民の日常生活・生産活動のなかで不可欠あるいは不可避である仕 して、彼らは穢れた仕事を担わされたがゆえに農民から差別されるよう 兵農分離から鎖国の過程で活動の場を失い狭められた人々」を指す。そ いわれる穢れた仕事を押し付けられた一部特定の人々とは、「室町期 モラルの規範としての位置を確立することになった」。 ここで有泉氏 が 永続の願い《は世界史に類のない成熟純化を遂げ、一般小農民の生活と ていないものと観念できる方向へ展開した。 あるいは子孫の追慕と祭祀によって浄化可能な程度の罪穢しか身につい に押しつけることによって、一般小農民の宗教意識は、自分を清浄な、 事—落牛馬処理、 意識をもたないで済むことが必要であろう」からである。そのため「一 ることを期待する子孫自身が、原罪的な罪穢を内包しているという自己 という観念が支配的になれるには、先祖が、従ってやがてそれに融合す 霊に対する恐怖からでなく、子孫の追慕と祭祀によって遂には神になる なっていたのではないか、と仮定されている。なぜなら、「先祖が、 まって成熟したものであり、被差別民の存在がその成熟の必須の契機に いて論じていて、すこぶる示唆に富んでいるので、次に紹介しておこう。 おける農民層の祖先崇拝の成熟と穢多・非人に対する差別との関係につ 『職人尽歌合』に居並ぶ漂泊的手工業・宗教芸能者の系譜を引く者で、 有泉氏は、日本人の祖先崇拝は近世に入り小農民経営の一般的形成 な お 有泉貞夫氏「柳田国男考—— 隠亡、野守、 刑執行、 祖先崇拝と差別――」は、近世に(85) 死骸取捨などを一部特定の人々 そうして、 /祖先崇拝=家 死 の

か」と想定されている。 別〃の複合意識が小農民一 されるようになるのは、 政治支配 ・秩序維持の手段として期待され、 この間に小農民自立が進行し、 般に定着したことを前提としてではなかった 範囲の明確化が 〃祖先崇拝と差 · 企図

権力者たちは、 村落での祖先崇拝の集約点と見る産土神 とにより国民統合の強化を果たそうとした、と展望されている ま棚→村氏神→伊勢大神へと連結する〃敬神崇祖〃の体系に組織するこ 皇制と被差別部落を相互に対極たらしめ、常民の祖先崇拝を、 は必然であったといえる」とされる。そして、近代に入り、 に一般に成立し得ず、また産土神信仰から村内被差別民が排除されたの るのであり、 との矛盾の外化として〃差別〃が発生していたと有泉氏は解釈されてい つまり、幕藩領主の政策より先に、 それゆえ、 この差別を内包する日本人の祖先崇拝を媒介として、 「柳田が中世土豪的 『一門氏神』解消後の近世 封建小農民の祖先崇拝と現実生活 (村氏神) 信仰が、 明治国家の 被差別部落 家のみた 天

実は、 差別民への言及が姿を消すのは何故か、という疑問に発している。 当に評価され、 部分が日本人のなかにたしかに存在し、 右の見解を踏まえて、 家研究においても、 有泉氏の論考は、 を結晶核として形成、 有泉氏の論文はきわめて重要な論点を提示しているにもかかわら その論点を継承発展させられていないように思われる。 昭和に入り柳田民俗学が〃祖先崇拝=家永続の 被差別部落の研究においても、 成熟していくのと軌を一にして、 〃祖先崇拝=家永続の願い〃 しかもかれらが差別されてい 管見の限り、 を共有できな 柳田の被 そし 正

> ることができるのではないか」という推察を導かれている。 神生活の再構成と意味づけを進めて行こうとする柳田にとって、 田は被差別民の問題を、 も認めるに忍びないことであったに違いない。 るという歴史と現実は〃祖先崇拝=家永続の願い〃 〃柳田学 (の世界が美しく結晶することは不可能となる。) かれの学問の世界から追放する道を選んだと見 この問題を引入れ を核に、 その果てに柳 日 本人の精 なんと れ ば

をはらんでいることを見落とすことはできないのである。 基盤に広く成立、 規定された差別の体系が形づくられているのであるが、 るように思われる。 いってしまう危険性があることに、 者をも魅了しつづけているが、 のとりこになり、 種の美学ともいうべき柳田民俗学は、 成熟した「先祖」観は社会的にも差別を生み出す契機 社会史的視点を欠落させるならば、 先述したように家の成員の霊魂の間にも家の構造に しかし柳田の構築した心安まる民俗世界 右の有泉氏の指摘は警告を発して 研究者のみならず広く一般読 大きな陥穽におち と同時に、 家を

早期に小経営農民として自立してゆき、 それに伴い、 こうした家内外の従属農民が「穢れる」とされる仕事を処理する割合が の家には、 れを専業とする民を生み出すことになっただろう。 大きかったと思われる。 周縁には名子、 なお、 有泉氏の指摘に若干付言しておこう。 家内奴隷的存在である譜代下人が含まれていた。また、 従来彼らが担ってきた 被官といった従属農民を配していた。 しかし、畿内など経済的先進地域では、 「穢れる」 独自に先祖を祭るようになっ 近世初期までの上層 仕事は他に転嫁され、 おそらくかつては、 方 東北地方など 彼らは 農民

ず存在した。そうした地域では自生的な「賤民」が少なかったのは、 が 経済的後進地域では、 同族団内部に包摂されていた従属民が 近世中期以降も譜代下人や名子、被官は少なから 「穢れる」仕事を処理する割合 家

(四) 系譜意識の強まりと系譜観

大きかったからではなかろうか

であったと説明される。(%) 三三年忌もしくは五○年忌の弔い上げによって、無個性の清浄な祖霊 法要の供養を受けるに従い、 柳田 に融合し、「先祖」= 民俗学では、 死霊は三年忌、七年忌、 「神」に昇華する、 だんだん個性を失い、 これが常民の死霊―祖霊観 一三年忌、 また穢れも浄まり、 一七年忌と年忌

曽孫の世代までであるから、 ば確かに合理性を備えていよう 祭祀される。こうした死霊―祖霊の祭祀システムは、 って個性を知るよしもない世代の子孫からは、 というのは、 のかどうか疑問も残るが、それはさておき、現世において生活を共にす 面倒を見切ることを意味する。そして、生活共同の経験のない、 るのは祖父母―孫の世代が一般的で、長生きしてもせいぜい曽祖父母 集合的な祖霊に融合してしまえば先述の霊魂の格差も解消してしまり 要するに生活を共にし個性を記憶している子孫の生存中に 三三年忌ないし五〇年忌で弔い上げにする 先祖一 家族周期に照らせ 般の霊として一括

融合してしまうと観念されていたにせよ、近世においては庶民の間でも 個性 を持った死霊が弔い上げによって無個性の集合的 な祖霊に

霊魂の個別性が表示されるようになったことの意義も考えてみる必要が

あるように思われる。

させ、 間でも、 と相俟って、 認しうる証拠を提供する。したがって、このことは、 たのである。 の名前=俗名と死後の名前=戒名とが記録されて伝えられるようになっ 登録した宗門人別改帳が全国的に作られるようになった。つまり、 たしている。また、一七世紀後期には、 っていった。これらは、霊魂の個別性を表示し、子孫に伝える役割を果 石塔墓碑を建て、 祖霊の個別性は示されない。しかし、一七世紀後期以降、 自 然石や樹木が祖霊の依代として祭祀の対象にされてい 強める作用を及ぼしたのではなかろうか。 個々の死者に戒名を付与し、そして戒名と時には俗名も刻した それは、 広く農民層一般の間にもそれぞれの家の系譜意識を明確化 戒名・俗名を記した過去帳や位牌を作る風が漸次広 人々に、 自己の家の代々のメンバーを個別的に確 現世に生きる人間個々の名前を 「家」観念の成熟 一般農民層 た段階では、 現世

かし 開発あるいは分家によって家を創設した人物であるのが通例である。 い。 さらに遡って源平藤橋などの古代の名族に系譜を結びつけている例が多 家族が記されているだけでなく、 図が作られているが、それをみると、 は 農民の間で家の元祖とされるのは、 後者は、 よく知られているところである。 先祖の系譜は家の元祖からさらに遡っている例が珍しくないこと 有賀喜左衛門氏がいわれる「出自の系譜としての先祖」、桜 家の出自を由緒づけ権威づけるために、 子孫が代々居住している村落で、 家の元祖以後の代々の家長とその 農民でも上層の家ではたいてい系 l

ᄺ

舅

依田小軒長満

三男

依田民部長安

依田帯刀矩長

古屋勘左衛門長吉

井徳太郎氏のいわれるところの「イデオロギー的抽象的祖先」に相当す(88) る。

例をあげると、 甲斐国山梨郡下井尻村の地主であった依田家の系図

は次のごとくである。

家系之写

六孫王経基公之五男 ——依田源八兵衛尉広綱次男 ——依田惣兵衛長次次男 依田之元祖 右衛門尉満快 —依田三郎信行-一男 男 依 ·依田六郎為実 甲斐守為満 古屋十郎右衛門長行 .田右近長国 遠江之介満国 此間数代 依田佐大夫長久 伊 那信濃守為公 -依田六郎為重一男 -依田新右衛門為長 依 依田与右衛門長家 田次郎大夫実信 伊 那太郎為扶

て、 たり、 いる。 来の日本の国制や社会意識の特質とも密接にかかわっている。 ځ. 御心得書」でも、「我等源性ニして六孫王綿基公五男、(タタ) (メサ) (メサ) まるところ、 その系譜が本当だと信じ込まれ、矜持の拠りどころともなっていただろ 守満快五代之後胤、 上で重要な意味を持っていたからにほかならないわけで、これは古代以 い要素をはらんでいる。 の系譜観は、 もそうである。 は早くから口承の系譜も含めて系図が相伝されており、そうした家では 々武家を相勤来候……」と書き出している。中世以来の有力農民の場合 田六郎為実が元祖とされているが、さらに系譜を「六孫王経基公之五男 記載されているものである。これをみると、 七五八)が享保一五年(一七三〇)に著した「依田家訓身持鑑」の中に(85) (源) 右の系図は、 意図的に自家の系譜を由緒づけることも広くみられた。実は依田 しかし、 満快」に結びつけており、依田家では本姓として「源」を称して 学文者に頼んで偽系図を作ってもらったり、文書を偽作したりし 宝暦四年(一七五四)に依田長安が記した「依田家先祖書并長安 純粋に自己のルーツを探るという志向性だけでは律しえな 近世中期以降経済力を蓄えた新興農民の場合、系図を買っ 出自の由緒、 この点は戦国時代に成り上がった武士も同様で、日本人 依田家発展の基礎を築いた依田民部長安(一六七四―一 元祖依田六郎為実ゟ廿九代父依田惣兵衛長継迄、 系譜を偽作してまで権威づけるというのは、 氏素姓が現実の社会において高い地位を保つ 依田姓を初めて名乗った依 従五位上源下 代 つ 野

いう志向性は、 ところで、 源平藤橘などの古代の尊貴な氏に系譜を結びつけていくと 究極的には天皇に収斂していく性格を持つ。先の 「依田

家訓身持鑑」でも次のように述べている。

△史料20

干要也 (EE)(28) 「大田大名小名家皆是 王孫にして、天下に繁栄し給へる事凡 (EE)(28) 「大田大名小名家皆是 王孫にして、天下に繁栄し給へる事凡 当将軍様及大名小名家皆是 王孫にして、天下に繁栄し給へる事凡

といえども氏素姓の正しい者は「王孫」であるとしている。そして、 ことが珍しくないことは、 ていたのではなかろうか。 由緒ある総本家に系譜の連なる分家筋の農民の間にもある程度共有され うかは史料的に検証することが困難であるが、同族結合が強い場合には、 提供していよう。そうした意識が一般農民の間でも共有されていたかど っていたことは、 べし」と説いている。 道理也、 田 田の系譜を引く者は「王孫」であるとの自意識に立って、子孫に対し く潜在していたことを物語っていよう。 結びつく契機と差別の契機の両者を内在させているのである |畑の致普請ハ為国家、 右では、将軍以下大名・小名家はみな 村落社会での地位を高めれば、 **莵角人間ハ何事にても為世上、国家のために成事を考いたし置** 天皇制の社会的基盤の問題を考える上でも重要な鍵を 村落の支配層がこうした系譜意識、 又ハ その背景に家柄、 また、さしたる由緒がなくても、 天照大神宮・御公儀江対し御奉公に可成 意図的に系譜を作為して権威づける そして、そうした意識は、 「王孫」であり、「土民百姓」 氏素姓を重視する観念が広 自己認識を持 経済力を増 依

家継承のラインと「先祖」の観念

(H)

家は父から男子へというラインで血筋が連続していくことを志向している。実男子がいないか、いても家相続人としての適性に欠けるときは、いる。実男子がいないか、いても家相続人としての適性に欠けるときは、実男子がいても初生子である長女を後嗣にして聟を迎える、いわゆる「姉家督」の事例もみられるが、その場合でも当主になるのは聟養子である。で相続させる際にも、弟・孫を養子にして形式上父子関係に擬えたうなで相続させる際にも、弟・孫を養子にして形式上父子関係に擬えたうえで相続させる際にも、弟・孫を養子にして形式上父子関係に擬えたうえで相続させている。

次のように述べている。

がのように述べている。

のように述べている。

のように述べているところに、家の特徴が端的に示されていまったが、凝制という手段によって形式的には原則を貫いているわけではないが、擬制という手段によって形式的には原則を貫いているわけではないが、擬制という手段によって形式的には原則を貫いているわけではないが、凝制という手段によって形式的には原則を貫いているわけではないが、凝制という手段によって形式的には決して血筋の連続、父子相承

△史料21~

実子なくして養子をとりても尤家ハ相続すとゐゑとも、其家の血筋能(~考テ、何とそ実子有之様ニいたすを先祖への孝行と云べし、人々父母の恩を受け成長いたす、ぞなれハ先子孫の繁昌と絶るトを

たへて求メかたきハ血道なるべし(%) 内に養子すべき者有之に他人を取ルは、 きなり、 きへ、父方の親類之内にて養子すべし、父方になくハ母方より取べ 象もつなかれると云ふ事あれい、本妻に子共有之の上に妾を置い、 儒。奢不仁不義色欲に、耽 者と云ふべし、 莵角実子なく養子いたすと***** るも若きも、智あるもおろかなるも、女の髪筋にてよれる綱には大 たへざるやうにいたすべし、然共まどひやすき世のならひ、 絶るもの敷、 子孫にいたり器量能者も出生いたすべし、欲徳を考イ、 譬不器量にても血道相続いたす道理也、 此ゆへに、若本妻に子共なくんバ妾ヲ置て子孫の血筋(#) 先祖への不孝不忠の道理也 其者ハ器量悪敷て 親類之 老た

(傍線、引用者)

儒教の血縁連続のイデオロギーの影響も受けていたかもしれない。 家の人間は「王孫」であるという自意識が働いていただろう。あるいは かように血縁連続の志向性が強く表出している背景には、 非血縁の他人を取ることは「先祖への不孝不忠」に当たると断じている。 えないときでも、父方の親類のうちより選び、父方に見当たらなければ 子なきときは妾を置くことさえ勧めており、やむなく養子を取らざるを 永続させたいという希求自体は多かれ少なかれ広く共有されていたので 母方より取るように説き、親類に養子とすべき者がいるにもかかわらず とことさらに強調されているのが目をひく。 右では、 依田家ほどではなくても、 血筋を絶やさないようにするのが「先祖への孝行」である、 なるべく血続きの者の相承によって家を 血筋を保つためには本妻に 先にみた依田 しか

実践として説いているが、これは「先祖」の観念が親子関係の世代的連実践として説いているが、これは「先祖」の観念が親子関係の世代的連続に、親子関係形成の要件である結婚が死後「先祖」となるか「無る」になるかのが点とされていたことも、これと関係している。先述が続いていくことを前提にして、はじめて成り立つものであろう。先述が続いていることを前提にして、はじめて成り立つものであろう。先述が続いているかの検点とされていたことも、これと関係している。「無縁仏」になるかの検点とされていたことも、これと関係しているが、に出家が表行、発達している。「依田家訓身持鑑」では、次のごとく先祖父母の供養祭祀を「孝行」の保念が親子関係の世代的連集として説いているが、これは「先祖」の観念が親子関係の世代的連集はなかろうか。そして、そうした志向性は、嫁の最大の任務は後嗣の男はなかろうか。そして、そうした志向性は、嫁の最大の任務は後嗣の男はなかろうか。そして、そうした志向性は、嫁の最大の任務は後嗣の男はなかろうか。そして、そうした志向性は、嫁の最大の任務は後嗣の男はなかろうか。

史料 22

鎖に支えられて成り立っているからにほかなるまい。

一幼少の時父母にわかる」者有、是等ハ孝行を志さし有者もほひなく思ふべし、父母死後にも孝心は同し事、父母の居日をわすれす、もの敷、先祖父母の事片時も忘べからす、人々の分限ニ応シ、世間に名を知られ、一世を送るも皆是先祖父母の厚恩ならすや、人間に名を知られ、一世を送るも皆是先祖父母の厚恩ならすや、人は貴も賤も孝行肝要也

かれている。それはさておき、葬儀、服忌、法事においても父母は重く指摘したが、右でもやはり、「墓へ参非人をたすくれば孝行なり」と説って死者・先祖の供養を厚くすることができると考えられていたことを先に、非人や座頭など恵まれない人々に施しをすれば、その功徳によ

い風習も広くみられたという。 い風習も広くみられたという。そうした考えから子の葬列に親が参加しなた安芸国高田郡多治比村丸屋吉川家では直系卑属の葬式・法事は尊属の扱われていただろう。そうした考えから子の葬列に親が参加しなえを前提にしていただろう。そうした考えから子の葬列に親が参加しないのであって、父母・祖父母によって祭られるものではないという考を前提にしていたことは、第二、三節で検討したところである。第二節でみ扱われていたことは、第二、三節で検討したところである。第二節でみ

はよよら。 として入れば生家のメンバーからはずれ、死後は養家・婚家の先祖の系 の連鎖といっても、それに支えられて「先祖」の観念が成り立っている中 の連鎖といっても、それはあくまで家に枠づけられているのである。こ の連鎖といっても、それはあくまで家に枠づけられているのである。こ の連鎖といっても、それに支えられて「先祖」の観念が成り立っている中 くことを志向し、それに支えられて「先祖」の観念が成り立っている中 くことを志向し、それに支えられて「先祖」の観念が成り立っている中 くことを志向し、それに支えられて「先祖」の観念が成り立っている中 くことを志向し、それに支えられて「先祖」の観念が成り立っている中 くことを志向し、それに支えられて「先祖」の観念が成り立っている中 くことを志向し、それに支えられて「先祖」の観念が成り立っている中 くことを志向し、それに支えられて「先祖」の観念が成り立っている中 くことを志向し、それに支えられて「先祖」の観念が成り立っている中 の点は、個人を単位に父子関係の連鎖によって血(「気」)が永続している中 の点は、個人を単位に父子関係の連鎖によって血(「気」)が永続している中 くことを志向し、それに支えられて「先祖」の観念が成り立っている中 くことを志向し、それに支えられて「先祖」の観念が成り立っている中 くことを志向し、それに支えられて「先祖」の観念が成り立っている中 くことを志向し、それに支えられて「先祖」の観念が成り立っている中 くことを志向し、それに支えられて「先祖」の観念が成り立っている中 くことを志向し、それに支えられて「先祖」の観念が成り立っている中 は、現子関係の連鎖といっても、日本の家の子孫に祭られる点にある。そこでは、親子関係

ただ、日本では家が死者・先祖の祭祀の基軸をなしているとはいえ、他家に養子あるいは嫁として入った者も、実家の親が死去すれば葬儀は他家に養子あるいは嫁として入った者も、実家の親が死去すれば葬儀は一年のとされているのである。ただ、分与位牌を祭るのは子の生存中のみものとされているのである。ただ、分与位牌を祭るのは子の生存中のみものとされているのである。ただ、分与位牌を祭るのは子の生存中のみものとされているのである。ただ、分与位牌を祭るのは子の生存中のみであり、養家あるいは婚家で代々祭祀されるわけではない。したがって、であり、養家あるいは婚家で代々祭祀されるわけではない。したがって、ただ、日本では家が死者・先祖の祭祀の基軸をなしているとはいえ、他家に養子あるいは婚家で代々祭祀されるわけではない。したがって、ただ、日本では家が死者・先祖の祭祀の基軸をなしているとはいえ、

先祖祭祀とは範疇を異にしていよう。

婚出女性の死後祭祀と氏

(7)

代々祭祀されるのが原則である。においては、他家に嫁いだ女性は死後は婚家の先祖の系列に加えられ、においては、他家に嫁いだ女性は死後は婚家の先祖の系列に加えられ、これまで述べてきたことからわかるように、家を基軸にした先祖祭祀

ただ、子がいないときは、婚家でも毎月なるとも茶や線香、花を供える少のときは、追善のため、実家でも毎月なるとも茶や線香、花を供える少のときは、追善のため、実家でも毎月なるとも茶や線香、花を供えるかる子がいれば実家の方で供え物をするには及ばないが、子がいないか幼のときは、追書のため、実家でも毎月なるとも茶や線香、花を供えるからだが、子がいないときは、婚家ではたして手厚く供養してもらえるかただ、子がいないときは、婚家ではたして手厚く供養してもらえるか

死者は女であること、 あるいは五七日(三十五日)か七七日 死者の実家(実親)の意思にもとづき、 婚は広く慣例化していたのではないかと推測されている。死後の離婚は、 頸城郡能生町でそうした事例を数例確認され、しかもこれら伝承地では 方で供養することもあった。天野 せた後で実家が遺骨を受け取ることにより成立する。 な死に方ないし自殺であること、 世代前には人々の強い支持を受けていたことから、 なかには、嫁いだ娘の死後、実父母の意思で婚姻を取り消し、 首つりをしたとか池に身を投げたとかなど不自然 および子なしであること、で共通して 武氏は新潟県岩船郡神林村や同県西 (四十九日)の死後の儀礼を済ま 実家で葬式を挙げることにより 死後の離婚事例は かつては死後の

それがただちに死後実家の方で供養され、実家の先祖の系列に加えられ

ることを意味しているのかどうかという点である。

檀徒であっても、

祭祀権自体は婚家が持ち、

実家の方の檀那寺の僧侶

たとえ実家の檀那寺

第

家の檀那寺の檀徒になっている場合はここでのテーマにかかわってくる。

嫁や聟養子が実家の寺檀関係を持続しているケースで問題になるのは、

が たのである 慮って、 のではないか、後妻を迎えれば邪魔物視されるのではないか、 こうした境涯で果てた娘は嫁ぎ先では十分には供養してもらえな 実家に引き取り、 自分たちの手で手厚く供養してやろうとし と実親

る。 嫁は子を生まない限り夫の家のメンバーとして認めないという足入れ婚 が子なしで死去した場合、 の習俗のように、 とにより、 はなかったことを物語っていよう。嫁は血肉を分けた実子をもうけるこ 右にあげた村松家の家訓の例および死後離婚の習俗は、 はじめて死後の冥福の保障を得られたのである。 生前の地位の保障さえ出産が要件とされていた所もあ 必ずしも婚家で十分に供養してもらえる保障 裏返せば、 のみならず、 嫁

例もあり、このほか複檀家制と呼ばれる慣行には様々なパターンが存在 世のみならず近代に入ってまでみられることが、これまでの研究で明ら 例であるが、なかには実家の寺檀関係を婚家に持ち込んでいる例も、 しているので、必ずしも婚出女性の問題だけではないが、婚入女性が実 にされている。もっとも、 ところで、 他家に嫁いだ女性は婚家の寺檀関係に組み込まれるのが通 **聟養子も実家の寺檀関係を引き継いでいる** 近

> 今後、 千葉県長生郡旧東浪見町では、実本寺(日蓮宗)檀家の女性が する必要があろう。 しも一系的な家の先祖祭祀と矛盾するものではないのではなかろうか。 るわけではないのである。この例から知られるように、複檀家制は必ず 家の寺檀関係を嫁が引き継いでも、 の霊に融合してしまった後は婚家の檀那寺によって供養されている。 および弔い上げまでの年忌法要は実家の檀那寺が受け持ち、婚家の先祖 くすべて遍照寺が営むという。ここでは、 寺が執り行い、その家の盆や彼岸などの先祖の供養は男女にかかわりな なるが、 (天台宗) 檀家へ嫁入りした場合、 に委託して供養祭祀を営むことも想定できるのではなかろうか。 複檀家制については、死者・先祖の祭祀のあり方まで含めて分析 嫁の葬儀および初七日、新彼岸、 死後、 その嫁一代に限って実本寺の 檀徒と 年忌などの法要はすべて実本 実家の先祖の系列に加えられ 嫁が死亡したときには、 遍 照 実 寺

事例も検証されている。そのうち男は本寺、 ていたのであろうか。また、男女別寺檀制をとっている家では、先祖 ケースでは、 になるだろう。それは男女別墓制についてもいえる においても男系の先祖と女系の先祖に並列されていたのかどうかも なお、 一家内の家族の檀那寺が男女別に世代を超えて固定されている 現世における男女の地位の格差は来世まで続くと考えられ 女は末寺に配属されている

婦単位に墓碑が建てられているのが一般的である。 男女が別々の墓地に葬られている事例もいくつか報告されているが、 節で述べたように、 近世においては、 家単位に区画された墓地に夫 別個に建てられても、

実家のそれを引きずっていることである。後は婚家の先祖の系列に加えられても、氏(苗字)の系列においては、きだとの考えを如実に表現していようが、留意すべきは、入嫁女性は死夫婦はたいてい並置されている。それは夫婦はあの世でも一体であるべ

武家や庶民の上層ではたいてい系図を備えているが、それには入嫁女性については「……氏」と実家の氏(苗字)が表示されているのが通例性については「……氏」と実家の氏(苗字)が表示されているのが通例とを紹介されているが、氏の御教示によれば、墓碑そのものは洞家の墓とを紹介されているとのことであるから、洞家の先祖として祭られているとがら実家の氏で表示されたことになる。

名を墓碑に表示することが認められたためである。その場合、 換えが強制され、戒名が禁じられた代わりに、庶民でも苗字を冠して俗 戒名に代わって氏 も夫の家の墓地区画に葬られ、 水戸藩の天保改革で、神道振興策の一環として仏葬から神葬祭への切り した事例の墓碑が大量に見出だせる。 筆者が住んでいる茨城県水戸市堀町(近世「堀村」)の墓地には、 夫の家の先祖として祭られていながら実家の氏が表示されたことに 「谷津氏夫人」、 あるいは「生家の苗字+名前」で表示されていることである。 夫は「その家の苗字+名前」で表示されているのに対し、 (苗字) と俗名が刻されるようになっている。 「暨配婦人 しかも夫婦一緒の墓碑が大部分であるか 萩原氏」といった形式で出自が示され ここの墓地の墓碑は、 天保以降、 注目され これは、 妻の そう

> 氏を表示している。 年まで妻については実家の たが、 氏を名乗ることが規定され 行の民法では妻は嫁ぎ先の 明治三一年(一八九八)施 でなく、 形式にならったというだけ いたことの反映と考えたい。 な 女性の氏素姓が重視されて る。 右の墓地では昭和初 これは、 庶民の間でも入嫁 単に武家の

明治に入ると水戸藩のみならず全国的に神葬祭が容認され、明治五年(一八七二)には大教院によって『葬祭略式』が編纂されてその形式が整えられたが、そこでは墓碑には妻の実家の氏を記すよう規定されている。しかし、右のようにいる。しかし、右のようにた形式の墓碑は水戸

藩領ではすでに存在してい





写真2 水戸市堀町の墓地の夫婦別姓墓碑

ろう。 ろう。 ろう。 ろう。 ろう。 の所生の氏を重視する伝統的習俗が斟酌されたにちがいない。また、明の所生の氏を重視する伝統的習俗が斟酌されたにちがいない。また、明たのであり、明治に入り神葬祭の形式が規則化されるにあたっても、妻

や庶民上層の家では、 列に入ったことを示している。婚姻にあたって氏素姓が重視された武家 の氏が表示されるが、このことは、新たな父子関係が取り結ばれれば、 の父との間に結ばれているのであるから、氏も実父のそれを引きずるこ 係(擬制的血縁関係)は設定されない。嫁も一応夫の家の成員には加え い家の養女としたらえで嫁がせることが多かったのも、 前の父(実父)の氏の系列から解き放たれ、新たな父(養父)の氏の系 とになったとは考えられまいか。養女になったらえで他家に嫁せば養父 との関係および子との関係によるものである。しかし、父子関係は実家 られ、死後はその家の先祖の系列に連なるとはいえ、それはあくまで夫 連鎖によって継承されたとも解されよう。嫁女は夫の父との間に親子関 とはなく、養女についても同様であることを考えると、氏は父子関係の 時に養子となって親子関係が取り結ばれるため所生の氏が表示されるこ すでに別稿で述べたので、ここでは立ち入らない。ただ、聟の場合は同 れていただろう。 婚入女性の所生の氏が重視されたことの近世における意味については 格の釣り合わない婚姻に際し、いったん格式の高 そこに根拠がお

嫁女は夫の父とは親子関係が設定されない(血縁に擬制されない)が

は当然、嫁女を異族、異分子とみなす観念も生まれたにちがいない。ゆえに、婚家の血族ではなく、その氏の系列にも加えられない。そこに

註

制社会の構造』(有斐閣、一九八〇年)。) 拙稿「身分と家―身分制支配下の家と村―」(『講座日本近世史3 幕葉

なお、尾藤正英氏「日本における国民的宗教の成立」(『東方学』第七五年)、『村落同族祭祀の研究』(吉川弘文館、一九七七年)としてまとめられている。

- 九七四年)。(3) 竹田聴洲氏「日本の『家』とその信仰」(『社会科学』第五巻第一号、一(3) 竹田聴洲氏「日本の『家』とその信仰」(『社会科学』第五巻第一号、一
- (4) 同氏『祖先崇拝』(平楽寺書店、一九五七年)、一九六頁。
- 者と死者』、三省堂、一九八八年)で明快に論証されている。) この点は福田アジオ氏「寺檀関係と祖先祭祀」(比較家族史学会監修『生

のち『葬送墓制研究集成』第三巻、名著出版、一九七九年、再収)。圭室氏のち『葬送墓制研究集成』第三巻、名著出版、一九七九年、再収)。圭室氏でいる(「葬式と仏教」『明治大学人文科学研究所紀要』一、一九六二年。され、寺檀関係が自然に発生し成長していたのを踏まえて、江戸幕府はそされ、寺檀関係が自然に発生し成長していたのを踏まえて、江戸幕府はそされ、寺檀関係が自然に発生し成長していたのを踏まえて、江戸幕府はそされ、寺檀関係が自然に発生し成長していたのを踏まえて、江戸幕府はそれを行政の末端機構化し、キリシタン禁制の監察制度として利用したのでされ、江戸幕府が出たとはいえ、圭室諦成氏の研究によれば、一五世紀後したものではなかったとはいえ、圭室諦成氏の研究によれば、一五世紀後したものではなかったとはいえ、圭室諦成氏の研究によれば、一五世紀後したものではなか。

(6) 詳しくは前掲拙稿および『日本家族史』(梓出版社、一九八九年)第三の家もそれを媒介に寺院と内面的に強く結び付くようになったと思われる。一般の庶民も主体的に自家の先祖の祭祀を行うようになった段階で、彼ら所を取り結んでいたわけではなく、やはり幕藩権力による上からの制度化係を取り結んでいたわけではなく、やはり幕藩権力による上からの制度化策を取り結んでいたわけではなく、やはり幕藩権力による上からの制度化策を取り結んでいたわけではなく、やはり幕藩権力による上からの制度化策を取り結んでいたわけではなく、やはり幕藩権力による上からの制度化策を取り結び、中世末期の自生的な寺権関係の形成との関係において近世におの論文は、中世末期の自生的な寺権関係の形成との関係において近世におり

- (7) 前掲の竹田氏の諸論稿参照。編三(大藤執筆)を参照されたい。
- 一方、寺院側も元禄(一六八八―一七〇三年)以降、「邪宗門吟味之事、 一〉以後の偽作とされている掟を偽作するなどして(元禄四年八一六九 一〉以後の偽作とされる)、檀家の葬祭と先祖祭りを管轄下に置き、寺と 檀家の結び付きを強めて経済的基盤を固めようと企図している。田中久夫 氏編『祖先祭祀の歴史と民俗』(弘文堂、一九八六年)では、「過去帳や回 向帳の作成が増えるのは元禄から享保にかけてであるが、これも寺檀制に よって寺院における先祖供養が確立してきたからである」(一九四頁。野 に発布されたことになっている。 「一九四頁。野 は、「一十四頁。野 に、「過去帳や回 であったろうが、個々の小経営農民の家が自立性を強め、主体的に自己の家の 先祖を祭ろうとする志向が広く芽生えていなければ、いくら寺院側が強制 しても、寺と檀家が先祖祭祀を媒介に内面的に深く結び付くことは不可能 であったろう。

(9) 竹田氏前掲『祖先崇拝』、九一頁

- 大学研究紀要』第二五号、一九八五年)。(1))森 謙二氏「秋田県における同族・総墓・村落」(『茨城キリスト教短期
- 同前および森 謙二氏編『出作りの里』(新葉社、一九八九年)。
- 同前森氏論文および編著書。
- 竹田聴洲氏「両墓制景観の変遷」(『葬送墓制研究集成』第五巻)。
-) 同前、三四四—三四六頁。

 $\widehat{\underline{13}}\;\widehat{\underline{12}}\;\widehat{\underline{11}}$

- 第一○巻、筑摩書房、一九六二年、再収)。 柳田国男氏『先祖の話』(初刊は一九四六年。 のち 『定本柳田国男集』
- (16) 前掲『生者と死者』の「総括と展望」(藤井正雄氏執筆)参照
- 九六四年)。) 田中久夫氏「共同墓地発生の社会的基盤」(『伝承文化研究』創刊号、一
- (18) 尾藤氏前掲論文、一三頁。
- (2) 竹田氏前掲(3)参照。 同「両墓制の問題 再論」(同前第一〇巻第二号、一九六七年)。 同「両墓制の問題 再論」(同前第一〇巻第二号、一九六七年)。 原田敏明氏「両墓制の問題」(『社会と伝承』 第三巻第三号、一九五九年)。
- 概要を記しておく。 になっているので、参照されたい。以下においては筆者の気づいた節囲でになっているので、参照されたい。以下においては筆者の気づいた節囲で(1) この調査の詳細については田中真砂子・義江明子両氏が報告されること
- 年)、一七九頁。(2) オームス・ヘルマン氏『祖先崇拝のシンボリズム』(弘文堂、 一九八七
- (3)『日本農書全集』第二二巻(農山漁村文化協会、一九八○年)、一二頁。
- (24) 同前、六九頁。
- (25) 『近世地方経済史料』第五巻(吉川弘文館、一九六九年)、三〇八頁
- (26) 『日本農書全集』第三一巻 (一九八一年)、一〇七頁。
- (28) 同前第二七卷(一九八一年)、二五四頁。
- (2) 前掲『日本家族史』一八二―一八四頁を参照されたい。
- 以下、『日本農書全集』第九巻(一九七八年)、一五七─一七○頁。
- (31)(32) 同前第二七巻、二三四頁。

30

- (33) 同前、二五四頁。
- 同前第九巻、一五二頁。
-) 小都勇二氏「『家業考』解題」(同前所収)参照。

- 同前解題
- 37 『日本農書全集』第二七巻、二三四頁。
- ら氏は、将軍家の法事施行を、法事という仏事に組み込まれる宗教上の意 だったのではなく、災害時の社会状態を勘案して行われたらしい。そこか 五一頁。北原氏によると、将軍家の法事施行は必ずしも固定化された儀礼 義と災害による疲弊の救済という社会的意義の両者を兼ねていたと解され 北原糸子氏『安政大地震と民衆』(三一書房、一九八三年)、二四五--1
- 丹羽基二氏『家紋』(秋田書店、一九六九年)、三二頁
- 然な素朴な姿であり、之が古いかとも思う」と推定されている(「位牌持 私には亡き父の遺骸の入っている棺の棒を相続人が昇ぐというのが誠に自 究集成』第二巻再収)。 ち」『民間伝承』第一一巻一〇・一一号、一九四七年。 ぐ後をゆく慣習が、曽ては広く行なわれたのではないかと思われる。殊に、 られていたとは思われない。……<中略>……棺の跡棒を昇ぐとか棺の直 という様な文句を記した位牌が、そう古くから一般の葬儀の中に取り入れ この点については、すでに桜田勝徳氏が「『新帰何々院何々居土霊位』 のち 『葬送墓制研
- 41 同前。
- $\stackrel{\frown}{42}$ 同前。
- ち『葬送墓制研究集成』第二巻再収)。 柳田国男氏「生と死と食物」(『旅と伝説』第六巻七号、一九三三年。 の
- 院、一九四八年。のち『葬送墓制研究集成』第二巻再収)。 有賀喜左衛門氏「不幸音信帳から見た村の生活」(『村落生活』、 国立書
- 46 前掲「生と死と食物」。
- り」(『近畿民俗』第五三号、 井之口章次氏『仏教以前』(古今書院、一九五四年)。佐藤米司氏「穴掘 一九七一年。 のち『葬送墓制研究集成』第1
- 前掲「不幸音信帳から見た村の生活」。
- 49
- 50 前掲「生と死と食物」。
- 佐藤氏前掲論文。

- ち『葬送墓制研究集成』第二巻再収)。 紳氏「『殯』(モガリ)」(『近畿民俗』第五七号、 一九七三年。 の
- 六五輯、一九八○年。のち同氏『近世身分制の研究』、 兵庫部落問題研究所! 一九八七年、再収)。 塚田 孝氏「近世後期における江戸の非人と町方」(『部落問題研究』第
- 54 『御触書天保集成』五五五一号。
- の系譜を付し、それには歴代家族の俗名と戒名を記しているので、 れたい。 国立史料館刊行の『史料館所蔵史料目録』には史料を原蔵していた家々
- 前田正治氏『日本近世村法の研究』(有斐閣、一九五〇年)、六七頁。
- 57 同前 九八頁。

56

- 58 同前 一一三頁。
- 60 59 同前、 同前、 一五一頁。 一二五頁。
- 61 同前 一八八頁。
- $\widehat{62}$ 同前、二二二頁。
- 63 同前、二一五頁。
- 64 同前、二二三—二二四頁。
- 66 65 『栃木県史』史料編・近世三(一九七五年)、八一〇一八一一頁。 同前、二五七頁。
- た慣行は現在でもみられ、宗派が異なるときには、喪家の檀那寺の僧侶が 宗教史家で自らも僧侶であられる広瀬良弘氏の御教示によると、こうし
- 68 大声で読経し、他宗の僧侶は小声で読経するとのことである。 『近世地方経済史料』第五巻、二六五一二六六頁。
- 69 日本思想大系27『近世武家思想』(岩波書店、一九七二年)、九三頁。
- オームス・ヘルマン氏前掲書一二一頁にそうした聞き取り事例が紹介さ
- 生前の人生と死後の祖霊化の過程とを合わせて成り立っていると指摘され 過程には対応関係があることに着目され、トータルな意味での人の一生は 同前九六--一〇三頁で、ヘルマン氏は、生者の成長過程と死者の祖霊化
- 『日本農書全集』第三一巻、一〇七頁。

- (73) オームス・ヘルマン氏 「家のシンボルとしての祖先」(第六回日本民族 学会研究大会報告集『祖先観と社会構造』、東京教育大学、一九六七年)。
- (4) 最上孝敬氏「無縁仏について」(『西郊民俗』第一三号、一九六○年。の ち『葬送墓制研究集成』第三巻再収)。
- 75 うちだりゅう「地蔵の声は海を渡る」<

 『禅の風』一、一九八一年)。
- 『葬送墓制研究集成』第二巻再収)。 藤井正雄氏「無縁仏考」(『日本民俗学』第七四号、一九 七 一 年。 のち
- 77 最上孝敬氏前揭論文。
- 78 『朝日新聞』一九八一年五月五日版。
- ている。 小林大二氏前掲書で、長野県下の調査にもとづいてこの問題を論じられ
- 80 同前第五章六、第六章三を参照。
- 大二氏前掲書では、長野県下の事例を詳細に調査、検討されている。 差別戒名については、近年、多くの事例が発掘、報告されている。
- 82 教と部落問題』、京都部落問題研究所出版部、一九八二年)。 成沢栄寿氏「歴史的にみた未解放部落の戒名」(部落問題研究所編
- 小林大二氏前掲書第五章三参照。
- 『全国民事慣例類集』第一篇第一章第一款「農工商穢多非人ノ別」参照。
- 85 『展望』一九七二年六月号。
- 前掲『先祖の話』(『定本柳田国男集』第一〇巻、一五四頁)。
- 文堂、一九七二年)。 有賀喜左衛門氏「先祖の観念」(同氏『家』<『日本の家族』改題>、 至
- 九八九年)。 桜井徳太郎氏「柳田国男の祖霊観」(同氏『霊魂観の系譜』、講談社、
- 六五—六六頁。 国立史料館編『依田長安一代記』(東京大学出版会、一九八五年)所収、
- 90 同前所収、一一〇頁。
- (91) これについては、 拙稿「近世における苗字と古代的姓氏」 (比較家族史 学会監修『家の名・族の名・人の名―氏―』、三省堂、 一九八八年) に譲
- 92 前掲『依田長安一代記』、四九頁
- 93 同前 六四頁。

- 94 輯、一九七六年)。 拙稿「近世中・後期における農民層の家相続の諸態様」(『歴史』第四八
- 95 前掲『依田長安一代記』、四九頁。
- 96 同前、五〇頁。
- 藤井正雄氏前掲「無縁仏考」。
- 97 98 滋賀秀三氏『中国家族法の原理』(創文社、一九六七年)。
- 族・親族と先祖祭祀』報告、一九八八年)。 中込睦子氏「『位牌分け』と祖先観」(国立歴史民俗博物館共同研究『家

99

- 『日本農書全集』第二七巻、二三四頁。
- 天野 武氏「死後の離婚」(『比較家族史研究』創刊号、一九八六年)。
- 氏「半檀家・位牌祭祀と社会構造」『社会伝承研究』V、一九七六年)で 要を得た整理がなされているので、参照されたい。 半檀家ないし複檀家についての研究は多数出されているが、前田安紀子

102 101 100

- 103 同前、一七頁。
- (宀) 最上孝敬氏「男女別墓制ならびに半檀家のこと」(『日本民俗学』第一巻 第二号、一九五三年)に千葉県市原郡の事例を紹介されている。
- 父親・男子の関係と母親・女子の関係が並行していることから、その彼方 福田アジオ氏前掲「寺檀関係と祖先祭祀」では、男女別寺檀制の家では
- 106 号、一九五九年)。 洞 富雄氏「明治民法施行以前における妻の姓」(『日本歴史』第一三七

に並行的な先祖観を想定されている。

- 107 るので参照されたい。 前掲拙稿「近世における苗字と古代的姓氏」で一覧表にして紹介してい
- 108 第一六号、一九八七年)。 森 謙二氏「墓をめぐる法と民俗」(茨城キリスト教短期大学『創造』
- 109 前掲拙稿「近世における苗字と古代的姓氏」。
- 族の名・人の名』)。 めであろうと解釈されている(「明治期における『氏』」、 ではないがゆえに、厳密には「家族」の範疇に入れがたい存在であったた 由について、山中永之佑氏は、嫁女は戸主ないし夫と同じ「血属」(血族) 明治九年の太政官指令で、戸籍上、嫁女に「所生ノ氏」を用いさせた理 前掲『家の名・

△付記>

本稿四―四で農民の系譜意識の一例として甲斐国山梨郡下井尻村の依田家ので、参照されたい。

(国文学研究資料館 国立歴史民俗博物館共同研究員)

Funerals, Ancestor Worship, Families, Relatives and Villages in the Farmers Society in the Edo-period

Ôtô Osamu

This paper aims to examine the form taken by funerals, memorial services and ancestor worship in the modern farming classes; the method of participation and role played by "ie" (families), family groups, relatives, and community members; and various concepts and rules concerning these rituals. At the stage where family groups are closely tied, funerals, memorial services and ancestor worship seem to have been practiced as rituals of the family group, centering around the head of the family group. However, as individual families became more independent, each family tended to take the leading part in the practice of these rituals, and to set up their own tombstones, memorial tablets ('ihai') and death registration roll. At the stage where life in this world and the peace of one's spirit in the next were guaranteed basically by the "ie", the maintenance of the "ie" and eternal continuation of ancestor worship became an absolute requirement for the descendants. Just as their life at home was supported by the mutual assistance of relatives and the local community, funerals and memorial services for the spirits were complemented by relatives and the community. Cases can be found where funerals and memorial services were differentiated according to the status of the deceased, that is, depending on whether he or she was a lineal ascendant, spouse, lineal descendant or collateral relative of the family chief. In many places, the period of mourning for parents, when business would be suspended, was set much longer than in other cases. Those who entered other families through adoption or marriage participated not only at funerals, but also at the anniversary services. It was the duty of children to take care of their parents' spirits until the spirits came to be regarded as ancestors, or gods, after the completion of individual memorial services. Thereafter, their spirits continued to be worshiped as family ancestors by the successors to the "ie". Under the direct-line family system, the successive heads of the family and their wives were considered the authentic ancestors of the "ie". If a person died unmarried at his natal home, he was treated as an untended spirit. To support the "ie" as the master or mistress of the house while alive, and after death, to be worshiped as an ancestor of the "ie" by one's descendants was considered the regular course for one's life to take. The high ratio of remarriage seems to have meant a return to such a regular course of life. A system of differentiation ordained by the family structure was formed among the spirits of the family members, and at the same time, the concept of ancestry, which was extensively established and matured on the basis of the "ie", provided an opportunity to generate social discrimination. On the other hand, it also provided a link with the Emperor.